

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(人事課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正(第一条関係)

1 組織改正関係

(一) 国際課、福祉保健部及び生活環境部の各課、経営指導課等の個別専決事項を定めることとした。

(二) 必要があると認める事項については、課内室長(無線室長及び統計資料室長を除く。)に専決させることができることとした。

(三) 総務室長の専決事項を総務補佐の専決事項とすることとした。

2 法令改正関係

次の法令に基づく知事の権限に属する事務に係る個別専決事項を定めることとした。

(一) 鳥取県貿易振興資金貸付規則(商工振興課)

(二) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(商工振興課)

(三) 商工会法及び商工会議所法(中小企業課)

(四) 国際観光ホテル整備法(観光物産課)

3 権限委譲関係

旅行業約款の認可等を部長専決事項から課長専決事項に改めることとした。(観光物産課)

4 その他

(一) 過疎代行に伴い知事が行使する公共下水道管理者の権限に属する事務に係る個別専決事項を定めることとした。(下水道課)

(二) その他所要の規定の整備をすることとした。

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正(第二条関係)

1 組織改正関係

中部農業開発事業所長の委任決裁事項を削除することとした。

2 法令改正関係

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に
関する条例に基づく知事の権限を県税事務所長に委任するこ
ととした。

3 権限委譲関係

県営土地改良事業等及び県営林道事業に係る施設等の譲与
に伴う登記の囑託等の権限を地方農林振興局長及び大山農地
開発局長に委任することとした。

4 その他

その他所要の規定の整備をすることとした。

三 施行期日

この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改
正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十六号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部

を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十
七号)の一部を次のように改正する。

この規則中「分掌事務」を「所掌事務」に改める。

第四条を次のように改める。

(部長、課長等の専決事項)

第四条 部長及び課長の専決事項は、別表第二及び別表第三に掲げると
おりとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、別表第二及び別表第三に掲げる
事項のうち特に必要があると認める事項について、広報室、廃棄物対
策室、博覧会準備室、専門技術員室、林業専門技術員室、技術管理室、
高速国道対策室の長(以下「課内室長」という。)に専決させること
ができる。

3 鳥取県行政組織規則第十五条第一項に規定する課長補佐(以下「総
務補佐」という。)及び同規則第六条に規定する内部組織の長(課内
室長を除く。以下「係長」という。)の専決事項は、別表第四に掲げ
るとおりとする。

第六条第一項中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改

め、同項の表中

係 総務室長 課長があらかじめ定める上席の
長 吏員

を

課内室長 課長があらかじめ定める上席の
吏員

係 総務補佐 課長があらかじめ定める上席の
長 吏員

に改める。

別表第三総務課の項課長専決事項の欄中第七号から第十二号までを削る。

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第十二号中「地方機関等決裁規則」を「鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号。以下「地方機関等決裁規則」という。）」に改める。

別表第三中消防防災課の項を削り、検査課の項の次に次のように加える。

国際課

一 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（地方機関等決裁規則別表第二中部県税事務所長の項第一号の規定により中部県税事務所長に委任された事務及び同表西部県税事務所長の項第一号の規定により西部県税事務所長に委任された事務を除く。）

(一) 第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出

(二) 第七条第一項又は第二項（第八条第三項、第九条第四項、第十条第三項又は第十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付

(三) 第八条第一項の規定による一

般旅券の渡航先の追加の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出

(四) 第九条第一項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出

(五) 第十条第一項の規定による一般旅券の再発給の申請の受理及び当該申請に係る書類の外務大臣への提出

(六) 第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理

(七) 第十七条の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理
(八) 第十九条第四項及び第五項の規定による一般旅券の返納の受理及び還付

二 旅券法施行令（平成元年政令第二百二十二号）の規定により知事の権限に属するものとされた旅券法に基づく事務

三 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に基づく知事の権限に属する事務

四 外国人登録法施行規則（昭和三十一年法務省令第三十五号）に基づく知事の権限に属する事務

五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法

律第七十一号)に基づく知事の権限に属する事務

六 防衛庁設置法第四十四条の規定に基づき防衛施設庁長官の権限の一部を都道府県知事に委任する政令(昭和三十七年政令第四百十三号)の規定により知事の権限に属するものとされた駐留軍等労働者に対する証明書の発行

別表第三中全県公園化・景観形成推進室の項を削り、文化振興課の項の次に次のように加える。

交通政 策課 鳥取県宮島取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号)第十八条の規定による着陸料等の減免(地方機関等決裁規則別表第二鳥取空港管理事務所長の項第十二号の規定により鳥取空港管理事務所長に委任された事務を除く。)

別表第三社会課の項中「社会課」を「福祉保健課」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「高齢者対策課」を「障害福祉課、長寿社会課」に改め、同欄中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十五号までを削り、同項課長専決事項の欄中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、第十号及び第十一号を削り、第十二号を第七号とし、第十三号を第八号とし、第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第九号とし、第十七号を第十号とし、第十八号から第五十

七号までを削る。

別表第三福祉保健課の項の次に次のように加える。

障害福祉課

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十九条の六第二項の規定による診療報酬の支払の一時差止め

(二) 第四十条第一項の規定による身体障害者居宅生活支援事業の制限又は停止の命令

(三) 第四十一条第一項の規定による身体障害者更生援護施設若しくは養成施設の事業の停止又は廃止の命令

(四) 第二十五号政令第七十八号)第一条第二項の規定による医師の指定の取消し

(五) 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。障害福祉課の項部長専決事項の欄第五号並びに障害福祉課の項課長専決事項の欄第三号及び第八号において同じ。)

(六) 第三十四条の五第一項の規定による児童居宅生活支援事業の制限又は停止の命令

一 身体障害者福祉法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条の三第一項の規定による身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うことの委託

(二) 第十五条第一項の規定による医師の指定及び同条第四項の規定による身体障害者手帳の交付

(三) 第十六条第二項の規定による身体障害者手帳の返還の命令

(四) 第十九条の五第一項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定

(五) 第十九条の六第一項の規定による指定医療機関に対する報告の要求及び診療録等の検査

(六) 第三十九条第一項の規定による身体障害者居宅生活支援事業を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施

(七) 第三十九条第二項の規定による市町村が設置する身体障害者更生援護施設の長に対する報告の請求及び関係者への質問又は施設等への立入検査の実施

(三) 第三十五条第四項の規定による児童福祉施設の設置の認可(地方機関等決裁規則別表第二福祉事務所長の項第十六号(四)の規定により福祉事務所長に委任された事務を除く。)

(四) 第三十五条第七項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認

(四) 第四十六条第四項の規定による事業の停止の命令

(四) 第五十八条の規定による児童福祉施設の設置の認可の取消し

(四) 第五十九条第一項及び第三項の規定による施設を設置者等からの報告の徴収及び施設への立入検査等の実施並びに事業の停止又は施設の閉鎖の命令

四 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条の三の規定による精神薄弱者居宅生活支援事業の制限又は停止の命令

五 社会福祉事業法に基づく知事の権限に属する事務のうち福祉保健課の項部長専決事項の欄第一号(一)から(四)までに掲げるもの

(四) 身体障害者更生援護施設の国庫負担又は国庫補助に係る事務費支弁額の決定

二 身体障害者福祉法施行令第八条第二項の規定による身体障害者更生援護施設の種類の変更の認可及び身体障害者更生援護施設又は身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設の休止又は廃止の認可

三 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十条の二の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収(町村の区域に所在する助産施設、母子寮、保育所若しくは児童厚生施設の長又は町村の区域に居住する第三十条第一項に規定する者に係るものを除く。)

(二) 第三十四条の四第一項の規定による児童居宅生活支援事業を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施

(三) 第四十六条第一項及び第三項の規定による報告の徴収及び施設への立入検査等の実施並びに改善の勧告及び命令(町村の区域に所在する助産施設、母子寮、保育所又は児童厚生施設に係るものを除く。)

(四) 第五十三条の三の規定による

四 市の事務処理状況の実地の調査
児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十二条の二の規定による児童福祉施設の実地の検査(障害福祉課の所掌事務に係るもの)に限り、町村の区域に所在する助産施設、母子寮、保育所又は児童厚生施設に係るものを除く。)

五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による受給資格及び手当の額の認定

(二) 第十一条の規定による支給の停止

(三) 第十二条の規定による支払の一時差止め

(四) 第十三条の規定による未支払手当の支払の決定

(四) 第十六条において準用する児童扶養手当法第八条の規定による手当の額の改定

(六) 第十六条において準用する児童扶養手当法第三十一条の規定による手当の支払の調整

(七) 第三十六条第一項の規定による書類等の提出命令及び関係者への質問の実施(特別児童扶養手当に係るものに限る。)

(八) 第三十六条第二項の規定による診断を受けるべきことの命令及び障害の状態の診断(特別児童扶養手当に係るものに限る。)

(九) 第三十七条の規定による必要

な資料の閲覧若しくは資料の提供又は必要な事項の報告の要求（特別児童扶養手当に係るものに限る。）

六 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条第一項第三号の規定による職親の認定

(二) 第二十一条の二第一項の規定による精神薄弱者居宅生活支援事業を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施

七 精神薄弱者援護措置費の国庫負担又は国庫補助に係る事務費支弁単価の決定

八 社会福祉事業法に基づく知事の権限に属する事務のうち福祉保健課の項課長専決事項の欄第一号(一)から四までに掲げるもの

別表第三高齢者対策課の項中「高齢者対策課」を「長寿社会課」に改め、同項部長専決事項の欄第四号中「社会課」を「福祉保健課」に改め、同項課長専決事項の欄に次の三十号を加える。

- 八 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）第二条ただし書の規定による旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属又はこれらの者の遺族に関する恩給請求書類の受理及び進達
- 九 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令（昭和二十七年政令第四百四十三号）第十一条第一項の規定により知事の権限に属するものとされ

- た戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金等に関する請求書等の受理及び障害年金等を受ける権利の裁定に必要な調査
- 十 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）第四十五条の規定による軍人軍属等に係る障害年金等若しくは遺族年金等に関する請求書等又は障害年金等に関する処分についての異議申立書の受理及び送付
- 十一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第二百五号）第二条の規定により知事の権限に属するものとされた戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第五項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定
- 十二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和三十八年厚生省令第十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第三条の規定による特別給付金裁定通知書又は特別給付金却下通知書の交付
 - (二) 第四条の規定による特別給付金請求書又は特別給付金に関する通知書の受理及び送付
- 十三 特別給付金国庫債券の発行交付等に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第二十五号）第九条の規定による特別給付金国庫債券印鑑等届出書の受理及び送付
- 十四 特別給付金国庫債担保貸付要綱に基づく適格者の内申
- 十五 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法により交付された特別給付金国庫債券の買上償還額の福祉事務所別割当額の決定

十六 戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）

第十三条第一項又は附則第八条の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）

に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による戦傷病者手帳の交付

(二) 公務上の傷病につき恩給法の規定による増加恩給等の給付の裁定を受けた者以外の者に係る公務上の傷病の認定に必要な調査

(三) 第五条の規定による戦傷病者手帳の記載事項の訂正及び戦傷病者手帳の提出の命令

(四) 第六条の規定による戦傷病者手帳の返還の命令

(五) 第十五条第一項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定

(六) 第十六条第一項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関の管理者に対する必要な報告の請求及び指定医療機関の診療録その他の帳簿書類の実地検査の実施

(七) 第十七条第一項又は第三項（第二十条第五項において準用する場合を含む。）の規定による療養費の支給又は療養を行った者等に対するその行つた療養に関する報告の請求、診療録等の提出の命令及び質問の実施

(八) 第十八条第一項の規定による療養手当の支給

(九) 第十九条第一項又は第二項の規定による葬祭費又は葬祭に要した費用に相当する金額の支給

(十) 第二十条第一項及び第四項の規定による更生医療の給付及び更

生医療に要する費用の支給

(一) 第二十一条第一項の規定による補装具の支給及び修理並びに補装具の購入又は修理に要する費用の支給

(二) 第二十四条の規定による戦傷病者等に対する報告の請求及び戦傷病者に対する医師の診断を受けるべきことの命令

十七 戦傷病者特別援護法施行令第十三条の規定により知事の権限に属するものとされた同令第六条の規定による戦傷病者手帳の再交付

十八 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条第一項の規定による療養券の交付

(二) 第十条の規定による療養手当の支給を終える旨の通知及び療養手当の全部又は一部を支給しないこととした旨の通知

(三) 第十六条第一項の規定による国立保養所入所請求書等の書類の受理及び送付

(四) 第十七条の規定による請求の却下等の通知

十九 戦傷病者乗車券引換規則（昭和六十二年西日本旅客鉄道株式会社公告第十二号）第三条の規定による戦傷病者乗車券引換証（甲種又は乙種）の交付

二十 未帰還者に関する特別措置法施行令（昭和三十四年政令第五十一号）第一条の二又は第二条の規定により知事の権限に属するものとされた未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）

に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条第一項の規定による民法（明治二十九年法律第八十九号）

第三十条の宣告の請求

(一) 第三条第一項の規定による未帰還者の遺族に対する弔慰料の支給

二十一 未帰還者に関する特別措置法施行規則（昭和三十四年厚生省令第五号）第三条の規定による弔慰料の請求についての決定の結果の通知

二十二 引揚者給付金等支給法施行令（昭和三十二年政令第一百二十二号）第九条の規定により知事の権限に属するものとされた引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第九号）第三条の規定による引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利の認定

二十三 引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による引揚者給付金認定通知書若しくは遺族給付金認定通知書又は引揚者給付金却下通知書若しくは遺族給付金却下通知書の交付

(二) 第六条の規定による引揚者給付金又は遺族給付金に関する請求書又は通知書の受理及び送付

二十四 戦没者の叙位又は叙勲に関する調査、進達及び伝達

二十五 軍歴証明書の交付

二十六 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第八十三号）第二条の規定により知事の権限に属するものとされた戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第一百号）第四条の規定による特別弔慰金を受ける権利の認定

二十七 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち

次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による特別弔慰金裁定通知書又は特別弔慰金却下通知書の交付

(二) 第三条の規定による特別弔慰金請求書又は特別弔慰金に関する通知書の受理及び送付

二十八 特別弔慰金国庫債券の発行交付等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十一号）第九条の規定による特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書の受理及び送付

二十九 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十年政令第二百二十七号）第三条の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第三条第二項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定

三十 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による特別給付金裁定通知書又は特別給付金却下通知書の交付

(二) 第三条の規定による特別給付金請求書又は特別給付金に関する通知書の受理及び送付

三十一 未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）第四条第二項又は第三項の規定により知事の権限に属するものとされた未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六百六十一号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

もの

(一) 附則第二十項の規定による未帰還職員に対する給与の支給

(二) 留守家族手当又は特別手当のうち旧未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)の規定による俸給又は扶養手当に相当するものの支給

(三) 未帰還職員以外の未帰還者に対する留守家族手当等の支給

(四) 葬祭料又は遺骨引取経費の支給

(五) 障害一時金の支給

三十二 未帰還者留守家族等援護法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条の規定による留守家族手当の支給を終え、又は停止する旨の通知

(二) 第十九条第一項の規定による留守家族手当の支給についての決定の通知

三十三 地方自治法附則第十条の規定に基づく軍人軍属であつた者の身上の取扱い及び未引揚邦人の調査

三十四 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百二十六号)第三条の規定により知事の権限に属するものとされた引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)第三条第二項の規定による特別交付金を受ける権利の認定及び第十四条第一項の規定による償還金の全部又は一部に相当する金額の返還の命令

三十五 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則(昭和四十二年総理府令第四十号)に基づく知事の権限に属する事務

のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による引揚者特別交付金請求書の受理

(二) 第三条の規定による遺族特別交付金請求書の受理

(三) 第四条の規定による特別交付金認定通知書又は特別交付金却下通知書の交付

(四) 第五条の規定による特別交付金の支給を受けるべき順位の変更請求書の受理

(五) 第六条の規定による特別交付金請求書又は特別交付金に関する通知書の受理及び送付

三十六 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令(昭和四十二年政令第百八十八号)第二条の規定により知事の権限に属するものとされた戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)第四条の規定による特別給付金を受ける権利の裁定

三十七 戦没者の父母に対する特別給付金支給法施行規則(昭和四十二年厚生省令第二十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による特別給付金裁定通知書又は特別給付金却下通知書の交付

(二) 第四条の規定による特別給付金請求書又は特別給付金に関する通知書の受理及び送付

別表第三児童家庭課の項部長専決事項の欄第一号中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削り、「掲げるもの」の下に「(児童家庭課の所掌

事務に係るものに限る。児童家庭課の項部長専決事項の欄第五号並びに児童家庭課の項課長専決事項の欄第一号及び第六号において同じ。」を加え、同号中(一)を削り、(二)を(一)とし、以下一ずつ繰り上げ、同欄第二号中「(昭和二十三年政令第七十四号)」を削り、同欄第三号中「第十五条の六」を「第十五条の四」に改め、同欄第五号を削り、同欄第六号中「社会課」を「福祉保健課」に改め、「(児童家庭課の所掌事務に係るものに限る。以下児童家庭課の項課長専決事項の欄第十号において同じ。)」を削り、同欄中同号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項課長専決事項の欄第一号中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、同欄第二号中「検査(一)の下に「児童家庭課の所掌事務に係るもの」に限り、」を加え、「及び」を「又は」に改め、同欄第三号(二)中「第十五条の五第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同欄第六号から第八号までを削り、同欄第九号中「社会課」を「福祉保健課」に改め、同号を同欄第六号とする。

別表第三児童家庭課の項の次に次のように加える。

医務課	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	医療法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第七条第一項及び第二項の規定による病院等の開設の許可及び療養型病床群の設置又は病床数等の変更の許可(診療所又は助産所に係るものについては、一の保健所の管轄区域内に係るものを除く。) (二) 第十二条第一項ただし書の規定による病院等の開設者が他の者にその管理をさせる場合の許可	一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第四条第一項の規定による総合病院と称することの承認 (二) 第九条の規定による病院の休止等の届出の受理 (三) 第十六条ただし書の規定による病院に医師を宿直させないこととの許可 四 第十八条ただし書の規定による病院等の専属の薬剤師を置かないこととの許可 四 第二十一条第一項ただし書の	一 医療法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第三十条の七の規定による病院の開設等に関する勸告 (二) 第四十四条の規定による医療法人の設立の認可 (三) 第五十条第一項の規定による医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可 (四) 第五十五条第三項の規定による医療法人の解散の認可 (五) 第五十六条第二項又は第三項の規定による解散した医療法人の残余財産の処分又は帰属の認可 (六) 第五十七条第四項の規定による医療法人の合併の認可 (七) 第六十四条第一項の規定による医療法人に対する必要な措置

- 可(一の保健所の管轄区域内に係るものを除く。)
- (三) 第十二条第二項の規定による病院等を管理する医師等が他の病院等の管理者となる場合の許可(当該病院等が当該医師等の管理する診療所又は助産所の所在地を管轄する保健所の管轄区域内に所在する場合を除く。)
- (四) 第二十九条第一項の規定による病院等の開設の許可の取消し及び閉鎖の命令
- (五) 第三十条の規定による第二十九号第一項又は第二項に規定する処分を受ける者に対する弁明の機会との供与
- (六) 第三十条の七の規定による病院の開設等に関する勸告
- (七) 第四十四条の規定による医療法人の設立の認可
- (八) 第五十条第一項の規定による医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可
- (九) 第五十五条第三項の規定による医療法人の解散の認可
- (十) 第五十六条第二項又は第三項の規定による解散した医療法人の残余財産の処分又は帰属の認可
- (十一) 第五十七条第四項の規定による医療法人の合併の認可
- (十二) 第六十四条第一項の規定による医療法人に対する必要な措置

- 規定による病院に同項に定める人員若しくは施設を有さないこと又は記録を備えないこととの許可
- (六) 第二十四条第一項の規定による病院等の開設者に対する病院等の施設の使用の制限等の命令
- (七) 第二十五条第一項の規定による病院等の開設者等に対する報告の命令及び病院等への立入検査の実施
- (八) 第二十七条の規定による病院等の構造設備の検査の実施及び許可証の交付
- (九) 第二十八条の規定による病院等の管理者の変更の命令
- (十) 第二十九条第二項の規定による総合病院と称することの承認の取消し
- (十一) 第三十条の規定による第二十四号第一項又は第二十八号に規定する処分を受ける者に対する弁明の機会との供与
- (十二) 第三十五条第一項の規定による公的医療機関の開設者等に対する同項に規定する事項の命令及び同条第二項の規定による公的医療機関の開設者に対するその運営についての指示
- (十三) 第四十六条の二第一項ただし書の規定による医療法人の理事を一人又は二人とすることの認可

をとるべき旨の命令

㊦ 第六十四条第二項の規定による医療法人に対する業務の全部又は一部の停止の命令及び役員解任の勧告

㊧ 第六十五条又は第六十六条の規定による医療法人の設立の認可の取消し

二 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七十五条の規定による医師の免許の取消し等の処分を受ける者に対する弁明の機会を供与

三 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二二号)第七条第五項の規定による歯科医師の免許の取消し等の処分を受ける者に対する弁明の機会を供与

四 歯科技工法(昭和三十年法律第六十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条第三項の規定による歯科技工士の処分についての厚生大臣への具申

(二) 第二十五条の規定による歯科技工所の全部又は一部の使用の禁止

五 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第九条第三項の規定による診療放射線技師の処分についての厚生大臣への具申

可

㊦ 第四十六条の三第一項ただし書の規定による医療法人の理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することの認可

㊧ 第四十七条第一項ただし書の規定による病院等の管理者の一部を医療法人の理事に加えないことの認可

㊨ 第六十三条第一項の規定による医療法人に対する報告の要求及び事務所への立入検査の実施

㊩ 第六十八条において準用する民法第四十条及び第五十六条の規定による医療法人の名称等の決定及び仮理事の選任

二 歯科技工法第二十六条第一項第四号の規定による歯科技工の業又は歯科技工所に關して広告する事項の許可

三 歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定による歯科技工士試験の実施

四 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条の三第一項の規定による衛生検査所の登録
(二) 第二十条の四第一項の規定に

六 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第十二条の三の規定による医業類似行為を業とする者の業務の停止及び禁止

七 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条第三項の規定による臨床検査技師又は衛生検査技師の処分についての厚生大臣への具申

(二) 第二十条の六の規定による衛生検査所の開設者に対する指示

(三) 第二十条の七の規定による衛生検査所の登録の取消し等

八 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十四条第四項及び第五項の規定による准看護婦の免許の取消し及び業務の停止の命令並びに再免許

(二) 第二十二条第一項第二号の規定による准看護婦養成所の指定
保健婦助産婦看護婦学校養成所

よる衛生検査所の登録の変更

㊦ 第二十条の五の規定による衛生検査所の開設者からの報告の命令

五 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十三条の規定による登録証明書書の交付

(二) 第十四条第二項の規定による登録証明書への記載及びその交付

(三) 第十八条第一項の規定による登録証明書書の書換え交付

六 保健婦助産婦看護婦法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十三条の規定による准看護婦の免許及び准看護婦免許証の交付

(二) 第十四条第二項の規定による准看護婦免許の取消し
(三) 第十八条の規定による准看護婦試験の実施
(四) 第五十四条から第五十六条までの規定による保健婦又は看護婦の免許及び助産婦名簿への登録

指定規則(昭和二十六年文部省令第一号)第十四条の規定による看護婦養成所の指定の取消し

十 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定による救急病院等の認定

十一 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)第十二条の規定による授業料の減免

十二 鳥取県立歯科衛生専門学校を設置及び管理に関する条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第十五号)第六条の規定による授業料の免除

十三 老人保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四十六条の五の二第一項の規定による老人訪問看護事業者の指定

(二) 第四十六条の七の八第一項の規定による老人訪問看護事業者の指定の取消し

十四 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条第五項の規定による看護婦等確保推進者の変更の命令

(二) 第十二条第六項の規定による病院開設者に対する弁明等の機

七 保健婦助産婦看護婦法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第七条第二項の規定による准看護婦免許証の再交付

八 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則第四条第二項において準用する同規則第三条の規定による准看護婦養成所の学則等の変更の承認

九 老人保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四十六条の七の四の規定による指定老人訪問看護事業者等の指導

(二) 第四十六条の七の八第二項の規定による指定老人訪問看護業者に対する弁明の機会の供与

十 看護婦等の人材確保の促進に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条第四項の規定による看護婦等確保推進者の氏名等の届出の受理及びその変更の届出の受理

(二) 第十四条第四項の規定による都道府県ナースセンターの名称等の変更の届出の受理

(三) 第十七条第一項又は第二項の規定による都道府県ナースセンターの事業計画書及び収支予算書又は事業報告書及び収支決算書の受理

会の供与

(一) 第十四条第一項の規定による都道府県ナースセンターの指定

(二) 第十九条第一項又は第二項の規定による都道府県ナースセンターの指定の取消し

(三) 第十九条第四項の規定による都道府県ナースセンターに対する弁明等の機会の供与

十五 薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による薬局の開設の許可

(二) 第二十六条第一項の規定による一般販売業の許可

(三) 第二十八条第一項の規定による薬種商販売業の許可

(四) 第七十五条第一項の規定による薬局の開設の許可等の取消し及びその業務の停止の命令

(五) 第七十六条の規定による処分等の相手方等に対する弁明及び有利な証拠の提出の機会の供与

十六 薬剤師法(昭和三十五年法律第一百四十六号)第八条第三項の規定による薬剤師の免許の取消し等の必要がある旨の具申

十七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)に基づく

(四) 第十八条の規定による都道府県ナースセンターに対する命令

十一 薬事法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十八条第二項の規定による薬種商販売業の試験の施行

(二) 第三十条第一項の規定による配置販売業の許可

(三) 第三十三条第一項の規定による配置販売業者等の身分証明書等の交付

(四) 第七十条の規定による医薬品等の廃棄等の措置の命令及び廃棄等の実施

(五) 第七十一条の規定による医薬品等の検査を受けるべきことの命令

(六) 第七十二条の規定による薬局等の構造設備の改善又はその使用の禁止の命令

(七) 第七十二条の二の規定による薬剤師の増員の命令

(八) 第七十三条の規定による薬局等の管理者の変更の命令

(九) 第七十四条の規定による配置員による配置販売の業務又は配置員の業務の停止の命令

十二 毒物及び劇物取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第一項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録

知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の二の規定による特定毒物研究者の許可

(二) 第八条第一項第三号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施

(三) 第十九条第二項又は第四項の規定による毒物若しくは劇物の販売業の登録又は特定毒物研究者の許可の取消し及びこれらの者に対する業務の停止の命令

十八 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五十一条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許の取消し及び麻薬に関する業務又は研究の停止の命令

(二) 第五十一条第二項の規定による向精神薬卸売業者等の免許の取消し及び向精神薬に関する業務の停止の命令

(三) 第五十一条第三項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録の取消し

四 第五十二条の規定による麻薬卸売業者等又は向精神薬卸売業者等の免許の取消し等の処分に係る聴聞の実施

十九 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第八條第二項の規定による覚せい剤施用機

(二) 第十九条第一項及び第三項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者の有する設備に係る措置の命令及び毒物又は劇物の販売業の毒物劇物取扱責任者の変更の命令

(三) 第二十条の規定による毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者の登録の取消し等の処分に係る聴聞の実施

十三 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条、第十三条、第十六条、第十八条、第二十二條、第二十四条又は第二十八条の規定による特定毒物の使用者又は実施の指導者の指定

(二) 第三十条第二号イの規定による燻蒸作業の場所の指定

十四 麻薬及び向精神薬取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許

(二) 第四条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の交付

(三) 第九条第二項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の書替え交付

四 第十条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の再交付

関又は覚せい剤研究者等の指定の取消し等の処分に係る聴聞の実施
二十 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律百二十二号)第六条の規定による家庭用品の回収を図ることその他措置をとるべきことの命令

(四) 第二十九条の規定による麻薬の廃棄の許可

(五) 第三十五条第三項の規定による麻薬卸売業者等が所有し又は管理する麻薬について生じた事故の状況の厚生大臣への報告

(六) 第四十六条第二項の規定による麻薬卸売業者が最初に所有した麻薬の品名等の厚生大臣への報告

(七) 第五十条第一項の規定による向精神薬卸売業者等の免許

(八) 第五十条の四において準用する第四条第一項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の交付

(九) 第五十条の四において準用する第九条第二項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の書替え交付

(十) 第五十条の四において準用する第十条第一項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の再交付

(十一) 第五十条の五第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録

(十二) 第五十条の七において準用する第四条第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の交付

(十三) 第五十条の七において準用する第九条第二項の規定による向

精神薬試験研究施設設置者の登録証の書替え交付

第五十条の七において準用する第十条第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付

第五十条の二十二第二項の規定による向精神薬卸売業者等が所有する向精神薬について生じた事故の状況の厚生大臣への報告

第五十条の二十四第三項の規定による向精神薬試験研究施設設置者が前年中に輸入した向精神薬の品名等の厚生大臣への報告

第五十条の二十六第四項の規定による薬局開設者等から別段の申出があつた旨等の公示

第五十条の二十七第一項の規定による麻薬卸売業者等からの報告の徴収及び麻薬業務所等への立入検査、関係者への質問又は麻薬等の収去の実施

第五十条の二十八の規定による向精神薬の保管方法の変更等の命令

第五十条の二十九の規定による向精神薬営業所の構造設備の改善の命令及び当該営業所の使用の禁止の決定

第五十条の三十の規定による向精神薬取扱責任者の変更の命

令

第五十八条の第二第二項の規定による麻薬中毒者であると医師に診断された者の氏名等の厚生大臣への報告

第五十八条の六第一項、第四項及び第八項の規定による麻薬中毒者等の診察の命令、当該診察に立会う職員決定及び麻薬中毒者の厚生大臣への報告

第五十八条の八第一項及び第六項の規定による麻薬中毒者の入院の決定及び措置入院者の退院又は入院期間の決定の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知

第五十八条の九第二項において準用する第五十八条の八第六項の規定による措置入院者の入院期間の延長の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知

第五十八条の十一の規定による措置入院者の所持品の保管の実施

第五十八条の十二第一項本文の規定による措置入院者の退院の決定

第五十八条の十五の規定による麻薬中毒者医療施設に行つた医療についての審査等の事務の委託

第五十八条の十六の規定による麻薬中毒者医療施設の管理者

への報告の請求及び診療録等の
 実地検査の実施並びに麻薬中毒
 者医療施設に対する診療報酬の
 支払の一時差止めの命令及び一
 時差止め

十五 あへん法(昭和二十九年法律
 第七十一号)第四十四条第一項の
 規定によるけし栽培者等からの報
 告の徴収及びけし栽培地等への立
 入検査、関係者への質問又はあへ
 ん等の収去の実施

十六 大麻取締法(昭和二十三年法
 律第二百二十四号)に基づく知事の
 権限に属する事務のうち次に掲げ
 るもの

(一) 第五条第一項の規定による大
 麻取扱者の免許

(二) 第七条第一項の規定による大
 麻取扱者名簿の登録及び大麻取
 扱者免許証の交付

(三) 第十条第三項の規定による大
 麻取扱者名簿の登録のまつ消及
 び同条第六項に規定する免許証
 の再交付

四 第十四条ただし書の規定によ
 る大麻の栽培地外への持出の許
 可

四 第十八条の規定による大麻取
 扱者免許の取消し

六 第二十一条第一項の規定によ
 る栽培地等への立入検査又は大
 麻の収去の実施

十七 覚せい剤取締法に基づく知事

の権限に属する事務のうち次に掲
 げるもの

(一) 第三条第一項の規定による覚
 せい剤施用機関又は覚せい剤研
 究者の指定

(二) 第八条第一項の規定による覚
 せい剤施用機関又は覚せい剤
 研究者の指定の取消し及び覚
 せい剤研究者の研究の停止の命
 令

(三) 第九条第一項の規定による覚
 せい剤製造業者の覚せい剤製造
 の業務の廃止等の届出の受理及
 びこれに係る書類の厚生大臣へ
 の送付

四 第十条の規定による覚せい剤
 製造業者の指定証の受理及びこ
 れの厚生大臣への送付並びに覚
 せい剤施用機関等の指定証の受
 理

四 第十一条の規定による覚せい
 剤製造業者の指定証の再交付の
 申請書又は旧指定証の受理及び
 これらの厚生大臣への送付並び
 に覚せい剤施用機関の開設者等
 の指定証の再交付及び旧指定証
 の受理

六 第十二条の規定による覚せい
 剤製造業者の氏名等の変更の届
 出に係る書類の受理及びこれの
 厚生大臣への送付並びに覚せい
 剤施用機関等の名称等の変更の
 届出の受理並びに指定証の訂正

--	--

	<p>及び返還</p> <p>(七) 第二十四条の規定による覚せい剤製造業者等からの現に所有する覚せい剤の品名等の届出又は覚せい剤を譲り渡した者からの譲り渡した覚せい剤の品名等の届出の受理及びこれらの厚生大臣への報告</p> <p>(八) 第二十六条の規定による違法に輸入等がなされた覚せい剤の処分及びその結果の厚生大臣への報告</p> <p>(九) 第三十一条の規定による覚せい剤施用機関の開設者等からの報告の徴収</p> <p>(十) 第三十五条第二項の規定による覚せい剤施用機関の指定</p> <p>(十一) 第三十六条の規定による国が開設する覚せい剤施用機関の管理者からの病院の廃止の届出等に係る書類又は覚せい剤の譲渡若しくは処分の報告に係る書類の受理及びこれらの厚生大臣への送付</p> <p>十八 採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第百六十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第六条第一項の規定による業として有料で人の血液の提供のあつせんをすることの許可</p> <p>(二) 第七条の規定によるあつせん手数料の基準の決定</p>
--	--

	<p>健康対策課</p> <p>一 精神保健法(昭和二十五年法律第百二十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五条の規定による県が設置する精神病院に代わる施設の指定</p> <p>(二) 第十一条の規定による指定病院の指定の取消し及びその処分を受ける指定病院の設置者に対する弁明等の機会の供与</p> <p>(三) 第三十三条の四第一項及び第三項の規定による応急入院のための精神病院の指定及びその取消し</p> <p>(四) 第三十三条の五において準用する第十一条第二項の規定による指定の取消しの処分を受ける精神病院の管理者に対する弁明等の機会の供与</p> <p>二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)に基づく知事の権限</p>
<p>(三) 第十一条第二項及び第三項の規定による供血あつせん業者の許可の取消し及びその業務の停止の命令並びにその処分を受ける者に対する弁明等の機会の供与</p> <p>一 精神保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十九条の四第二項の規定による指定医の職務(同項第一号に掲げるものを除く。)の指定</p> <p>(二) 第二十九条第一項の規定による精神障害者の入院の措置</p> <p>(三) 第二十九条の四第一項の規定による措置入院者の入院の措置の解除に係る精神病院等の管理者の意見の徴取及びその解除</p> <p>(四) 第二十九条の七(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による精神病院等が行つた医療についての審査等の事務の社会保険診療報酬支払基金への委託</p> <p>(五) 第三十二条第一項の規定による病院等へ収容しないで行われる精神障害の医療に必要な費用の負担</p> <p>(六) 第三十二条の二第三項の規定</p>	

限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条又は第十三条に規定する健康診査の委託

(二) 第二十条第五項の規定による養育医療を担当させる機関の指定

(三) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の四第二項の規定による診療報酬の支払の一時差止め

(四) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の九第七項及び第八項の規定による指定養育医療機関の指定の取消し及び弁明の機会の供与

三 児童福祉法第二十一条の四第二項(第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。)の規定による診療報酬の支払の一時差止め

四 調理師法(昭和三十三年法律百四十七号)第六条の規定による調理師の免許の取消し及びその処分を受ける者に対する弁明等の機会の供与

五 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十五条の規定による受胎調節の实地指導を行う者の指定及びその指定を受ける助産婦等に

による病院等へ收容しないで行われる精神障害の医療に必要な費用の請求についての審査等の事務の社会保険診療報酬支払基金への委託

(七) 第三十八条の三第四号の規定による精神病院の管理者に対する入院中の者を退院させることの命令

(八) 第三十八条の五第五項又は第三十八条の七の規定による精神病院の管理者に対する入院中の者を退院させること又はその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることの命令

(九) 第三十八条の六第一項又は第二項の規定による精神病院の管理者等に対する入院中の者の症状等に関する報告の請求及び帳簿書類の提出等の命令並びに精神病院への立入検査等又は立入診察の実施

二 精神保健法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第十条第三項の規定による費用の負担の決定及び患者票の交付並びに費用を負担しない旨の通知

三 母子保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条第一項の規定による

係る講習の認定

(二) 第三十九条第二項の規定による受胎調節の实地指導を行う者の指定の取消し

六 優生保護法施行令(昭和二十四年政令第十二号)第七条の規定による講習の認定の取消

七 優生保護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十二号)第十五条第四項の規定による受胎調節の实地指導を行う者の指定の取消し

八 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第二項の規定による被爆者健康手帳の交付

(二) 第十四条の三第一項及び第三項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定及び指定の取消し

九 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十一条第四項の規定による結核患者の使用等に係る衣類等の授与等の制限等によつて生じた損失補償額の決定及び請求者に対する通知

(二) 第三十六条第一項及び第五項の規定による指定医療機関の指

養育医療の給付及び養育医療に要する費用の支給

(二) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の三第一項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定

(三) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の三第四項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託

(四) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の四第一項の規定による指定養育医療機関の管理者に対する報告の要求及び診療録等の検査

(五) 第二十一条第三項ただし書の規定による養育医療の給付に要する費用の全部又は一部を負担することができないことの認定

四 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条第一項の規定による育成医療の給付及び育成医療に要する費用の支給

(二) 第二十一条の三第一項(第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。)の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定

(三) 第二十一条の三第四項(第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。)の規定によ

- 定及びその取消し
- (三) 第四十一条第一項の規定による接客業等への従業を禁止した者等が指定医療機関以外の者から医療を受けた場合のこれに要した費用等の支給
- (四) 第四十八条の規定による結核診査協議会の監督
- (五) 第五十六条の規定による市町村の支弁すべき費用等の補助
- (六) 第六十五条の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施及びその費用の徴収
- 十 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十六条の二第三項の規定による鼠族等の駆除又はこれに関する施設の実施命令
 - (二) 第十七条の規定による伝染病院等の設置の指示
 - (三) 第十七条の二の規定による家用水の供給の指示
 - (四) 第十八条第一項から第三項までの規定による検疫の実施、病毒感染の疑いのある者の停留又は吏員等の船舶等への乗込みの命令及び検疫において発見した患者等の伝染病院等への収容又は治療の命令
- (五) 第十九条第一項第二号又は第

- る診療報酬の支払に関する事務の委託
- (四) 第二十一条の四第一項（第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。）の規定による指定育成医療機関の管理者に対する報告の要求及び診療録等の検査
- (五) 第二十一条の九第一項の規定による療育の給付
- (六) 第五十六条第二項の規定による育成医療の給付等に要する費用の全部又は一部を負担することができないことの認定
- 五 鳥取県育成医療給付等措置費負担命令規則（昭和六十二年四月鳥取県規則第二十六号）第三条第一項の規定による育成医療の給付に要する費用を支払うべき旨の命令
- 六 調理師法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第三条第一項の規定による調理師の免許
 - (二) 第三条の二第一項の規定による調理師試験の実施
 - (三) 第五条第三項の規定による調理師免許証の交付
- 七 調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- 六号から第八号までの規定による伝染病予防上必要な措置
- (六) 第十九条の二の規定による伝染病毒に汚染した建物の処分及びその処分に必要な土地の使用
- (七) 第二十条の規定により諸官庁等に伝染病が発生した場合等における首長の求めに依じての協議
- (八) 第二十七条の規定による市町村等で施為すべき事項の施為及びその費用の市町村等からの徴収
- 十一 伝染病予防法施行令（昭和二十五年政令第二百十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第一条の規定による伝染病が流行するおそれがある旨の厚生大臣への報告及び交通の密接な地域の都道府県知事等への通知
 - (二) 第十条の規定による検疫を施行する場合の検疫すべき伝染病等の公示及び交通の密接な地域の都道府県知事等への通知
 - 十二 伝染病予防法施行規則（大正十一年内務省令第二十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第七条の規定による伝染病の疑似症に対する伝染病予防法の適用の報告
- (二) 第三十六条に規定する検疫委

- (一) 第十一条第一項の規定による調理師の名簿の訂正
- (二) 第十二条第二項の規定による調理師の名簿の登録の消除
- (三) 第十三条第一項の規定による調理師免許証の書換え交付
- (四) 第十四条第一項の規定による調理師免許証の再交付
- 八 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第七十五号）第三条第一項及び第二項の規定による居住地変更の届出の受理及び旧居住地の都道府県知事への通知
- 九 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第五条の二第一項の規定による被爆者健康手帳の更新
 - (二) 第十九条第四項の規定による負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因するかどうかについての厚生大臣の意見聴取
 - (三) 附則第五項の規定による健康診断受診者証の交付
 - (四) 附則第七項及び附則第八項の規定による居住地変更の届出の受理及び旧居住地の都道府県知事への通知
- 十 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法

員の職務章程の制定

十三 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定による臨時の予防接種の施行及びその施行の命令

(二) 第二十五条の規定による市町村長が行うべき予防接種の施行及びその費用の市町村からの徴収

十四 性病予防法（昭和二十三年法律第六十七号）第十六条第二項の規定による県が設置する性病の診療を行う病院等の代用

十五 らい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定によるらいを伝染させるおそれのある患者又は保護者に対する入所の勧奨及び命令

(二) 第九条第一項の規定によるらいを伝染させるおそれがある患者の使用等に係る物件の授与等の制限等及びその消毒又は廃棄の命令

(三) 第二十条の規定による一時救護所の設置

四 第二十一条の規定による患者の親族の授護

律第五十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条第二項の規定による医療特別手当の支給要件に該当することの認定

(二) 第三条第二項の規定による特別手当の支給要件に該当することの認定

(三) 第四条の二第二項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給要件に該当することの認定

四 第五条第二項及び第三項の規定による健康管理手当の支給要件に該当することの認定及び疾病が継続すると認められる期間の決定

(四) 第五条の二第二項又は第三項ただし書の規定による保健手当の支給要件に該当することの認定

(六) 第七条第二項の規定による医療特別手当等の支払の一時差止め

(四) 第九條の二の規定による葬祭料の支給の決定

(四) 第十一条の規定による不正利得の徴収

十一 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則（昭和四十三年厚生省令第三十四号）に

(四) 第二十三条の二第一項の規定による扶養義務者からの授護の実施に要した費用の徴収

十六 らい予防法施行令（昭和二十九年政令第二百二十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第二項、第六項、第七項、第十項及び第十二項の規定による授護の要否等の決定、被授護者の生活状態の調査、授護の変更の決定、授護の停止又は廃止の決定及び要授護者の居住の場所への立入調査の実施

(二) 第四条の規定による授護に要した費用の徴収

十七 寄生虫予防法（昭和六年法律第五十九号）第六条の規定による糞便等の処置をなす者に対するその費用の補助

十八 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の規定による栄養士免許の取消し

基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第一項及び第二項（第十六条の二第一項、第十九条、第二十三条第一項又は第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による居住地変更の届出の受理（県外から転入してきた受給権者が提出する場合に限る。）及び従前の居住地の都道府県知事への通知

(二) 第十条の二（第十六条の二第一項、第二十三条第一項又は第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による受給権者に対する失権の通知及び証書の返納の命令

(三) 第二十八条の三の規定による保健手当受給権者に対する通知及び命令並びに保健手当証書の返付及び交付

(四) 第三十一条の三の規定による居住地変更の届出の受理（県外から転入してきた介護手当継続支給対象者が提出する場合に限る。）及び従前の居住地の都道府県知事への通知

十二 結核予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十四条の規定による一般患者に対する医療を受けるために必要な費用の負担

(一) 第三十四条の規定による一般患者に対する医療を受けるために必要な費用の負担

- (一) 第三十五条の規定による接客業等への従業を禁止した者等の診察等に要する費用の負担
- (二) 第三十八条第三項及び第六項の規定による指定医療機関の診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定並びに指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務の委託
- (三) 第四十二条第一項及び第二項の規定による指定医療機関の管理者への報告の請求及び指定医療機関の実地検査の実施並びに指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差し止めの命令及び差し止め
- 十三 伝染病予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十六条の規定による清潔方法及び消毒方法の施行の指示
 - (二) 第十八条第四項において準用する同条第二項又は第三項の規定による病毒感染の疑いのある者の停留又は吏員等の船舶等への乗込みの命令及び患者等の伝染病院等への収容又は治療の命令
- 十四 予防接種法第十六条第二項の規定による臨時の予防接種済証の交付
- 十五 性病予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第十二条の規定による性病にかかっていると認めらるに足りる正当の理由のある者に対する健康診断を受けることの命令及び健康診断の実施
- (二) 第十五条第二項及び第三項の規定による患者又はその保護者に対する入院又は入所の命令及びその場合の治療費等の負担
- (三) 第二十一条第一項第一号に規定する性病にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等の健康診断に要する費用の徴収
- (四) 第二十五条第一項の規定による第十二条の規定による処分を受ける者に対する当該処分取消しの訴えを提起することができる旨の教示
- 十六 らい予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第五条の規定による患者又は患者と疑うに足りる正当な理由がある者の診察及びこれを行う医師の指定
 - (二) 第七条の規定による接客業等の業務への従業の禁止の命令
 - (三) 第八条の規定によるらいを伝染させるおそれがある患者のいた場所等の消毒の命令及び消毒の実施

- 四 第十条の規定による患者のいる場所等への立入り、患者等への質問又は必要な調査の実施
- 五 第十九条の規定による患者等の救護
- 七 一、予防法施行令第三条第九項の規定による被援護者に対する指導及び指示
- 八 寄生虫予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第二条の規定による健康診断及び糞便検査
 - (二) 第三条の規定による寄生虫病の予防上必要な命令及び処分
 - (三) 第四条の規定による市町村が行う寄生虫病の予防又は治療についての指示
- 九 栄養士法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第四条の規定による栄養士の免許
 - (二) 第五条の規定による栄養士の名称の使用の停止
- 二十 栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号)第一条の規定による栄養士免許証の訂正交付及び再交付
- 二十一 老人保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第五十条の規定による市町村

が支弁する医療以外の保健事業に要する費用の負担

(二) 第五十一条第二項の規定により他の都道府県から徴収嘱託を受けた費用の徴収

別表第三衛生課の項中「衛生課」を「生活衛生課」に改め、同項部長専決事項の欄第一号から第五号までを次のように改める。

- 一 国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号)第四条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第六条第二項の規定による標準価格等の表示をすべきことの指示
 - (二) 第六条第三項の規定による指示に従わなかつた旨の公表
 - (三) 第七条第一項の規定により指定物資を標準価格等以下の価格で販売すべきことの指示

四 第七条第二項の規定による指示に従わなかつた旨の公表

二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令(昭和四十八年政令第二百号)第二条の規定により知事の権

限に属するものとされた生活関連物資等の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第一項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの指示

(二) 第四条第二項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの命令

(三) 第四条第四項の規定による売渡しに関する裁定

三 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条の二の規定による違反行為を取りやめるべきこと等の指示

(二) 第九条の三第一項の規定による適当な措置をとるべきこと等の要求

四 家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号）第四

条第三項の規定により知事の権限に属するものとされた家庭用品品質

表示法（昭和三十七年法律第四百号）第四条第一項の規定による表示

事項の表示又は遵守事項の遵守をすべきことの指示

五 消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）第十

二条の規定により知事の権限に属するものとされた消費生活用製品安

全法（昭和四十八年法律第三十一号）第八十五条第一項の規定による

特定製品の所有者等に対する特定製品を提出すべきことの命令

別表第三生活衛生課の項部長専決事項の欄中第二十三号を第二十六号と

し、第二十二号を削り、第二十一号を第二十五号とし、第六号から第二十

号までを四号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の四号を加える。

六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）に基づく知事の

権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四十二条において準用する民法第五十六条の規定による仮理事

の選任

(二) 第四十三条第三項の規定による定款の変更の認可

(三) 第五十八条の規定による組合の設立の認可

(四) 第六十二条第二項の規定による組合の解散の認可

(五) 第六十三条第一項の規定による解散組合の継続の認可

(六) 第六十五条第二項の規定による組合の合併の認可

(七) 第九十五条の規定による組合に対する措置の命令、事業の停止の

命令及び解散の命令

七 消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十五年三月鳥取県条

例第五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第三項の規定による危害商品等の調査に係る資料の提出が

ない旨等の公表

(二) 第八条第一項の規定による危害商品等の供給の中止等の勧告

(三) 第八条第三項の規定による危害商品等の供給の中止等の勧告に従

わない旨の公表

(四) 第九条第三項の規定による自主基準の設定等についての指導及び

助言

(五) 第十一条第一項の規定による県基準の遵守の勧告

(六) 第十一条第二項の規定による県基準の遵守の勧告に従わない旨の

公表

(七) 第十一条の四第三項の規定による不当な取引方法の調査に係る資

料の提出がない旨等の公表

(八) 第十一条の五第一項の規定による不当な取引方法の改善等の勧告

(九) 第十一条の五第二項の規定による不当な取引方法の改善等の勧告

に基づいて講じた措置等についての報告の要求

(六) 第十一条の五第三項の規定による不当な取引方法の改善等の勧告に従わない旨の公表

(七) 第十四条第三項の規定によるあつせん等に係る資料の提出がない旨等の公表

(八) 第十七条第一項の規定による生活関連物資の価格の動向等の情報の公表

(九) 第十八条第四項の規定による緊急調査に係る報告がない旨等の公表

(一〇) 第十九条第一項の規定による事業活動の是正の勧告

(一一) 第十九条第三項の規定による事業活動の是正の勧告に従わない旨の公表

(一二) 第二十条の規定による緊急調査に係る情報の公表

八 訪問販売等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)第九条の規定により知事の権限に属するものとされた訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の三の規定による必要な措置をとるべきことの指示

(二) 第五条の四第一項の規定による訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことの命令

(三) 第五条の四第二項の規定による命令をした旨の公表

(四) 第十五条の規定による必要な措置をとるべきことの指示

(五) 第十六条第一項の規定による勧誘を行い、若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又は連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止す

べきことの命令

(六) 第十六条第二項の規定による命令をした旨の公表

(七) 第二十条の二第一項の規定による報告の徴収及び事業所への立入検査の実施

九 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令(平成五年

政令第十九号)第七条の規定により知事の権限に属するものとされたゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条の規定による必要な措置をとるべきことの指示

(二) 第十一条第一項の規定による会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことの命令

(三) 第十一条第二項の規定による命令をした旨の公表

(四) 第十七条第一項の規定による報告の徴収及び事業所への立入検査の実施

別表第三生活衛生課の項課長専決事項の欄第一号から第七号までを次のように改める。

一 国民生活安定緊急措置法施行令第四条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法第三十条第一項の規定による業務等に関する報告の要求及び営業所等への立入検査の実施

二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令第二条の規定により知事の権限に属するものとされた生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による特定物資の価格の動向等に関する調査

(一) 第五条第一項の規定による業務に関する報告の要求及び事務所等への立入検査の実施

(二) 第五条第二項の規定による倉庫等への立入検査の実施

三 不当景品類及び不当表示防止法第九条の四第一項の規定による景品類等に関する報告の要求及び事務所等への立入検査の実施

四 家庭用品品質表示法施行令第四条第三項又は第四項の規定により知事の権限に属するものとされた家庭用品品質表示法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条第二項の規定による家庭用品の品質に関する表示の調査

(二) 第十九条第一項の規定による販売業者からの報告の徴収及び店舗等への立入検査の実施

五 消費生活用製品安全法施行令第十二条の規定により知事の権限に属するものとされた消費生活用製品安全法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八十三条第一項の規定による特定製品の販売の業務の状況に関する報告の徴収

(二) 第八十四条第一項の規定による特定製品の販売の事業を行う者の事務所等への立入検査の実施

六 消費生活協同組合法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条第三項ただし書の規定による組合員以外の者に組合の事業を利用させることの許可

(二) 第十二条第五項の規定による組合に対する措置の命令
(三) 第二十六条第二項の規定による模範定款例の設定

(四) 第九十六条の規定による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し

七 消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第一項及び第二項の規定による危害商品等の調査及び当該調査に必要な資料の提出等の要求

(二) 第八条第二項の規定による危害商品等の供給の中止等の勧告に基づいて講じた措置等についての報告の要求

(三) 第十一条の六第一項及び第二項の規定による不当な取引方法の未然防止に係る調査及び指導並びに当該調査及び指導に必要な資料の提出等の要求

(四) 第十八条第一項の規定による生活関連物資の調査
(五) 第十八条第二項の規定による生活関連物資の調査に必要な報告の要求及び営業所等への立入調査の実施

(六) 第十九条第二項の規定による事業活動の是正の勧告に基づいて講じた措置についての報告の要求

(七) 第二十一条の規定による生活関連物資の供給の確保等の協力の要請

別表第三生活衛生課の項課長専決事項の欄中第八号から第十号までを削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第十五号までを三号ずつ繰り上げ、第十五号の二を第十三号とし、第十六号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、第二十号の二を第十九号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

別表第三医務課の項を削り、同表中

健康対策課

一 精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による県が設置する精神病院に代わる施設の指定

(二) 第十一条の規定による指定病院の指定の取消し又はその処分を受ける指定病院の設置者へのその理由の通知及び弁明等の機会との供与

(三) 第三十三条の四第一項又は第三項の規定による応急入院のための精神病院の指定又は指定の取消し

(四) 第三十三条の五において準用する第十一条第二項の規定による指定の取消しの処分を受ける精神病院の管理者への取消しの理由の通知及び弁明等の機会との供与

二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条又は第十三条に規定する健康診査の委託

(二) 第二十条第五項の規定による養育医療を担当させる機関の指定

(三) 第二十条第六項において準用

一 精神保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十九条の四第二項の規定による指定医の職務（同項第一号に掲げるものを除く。）の指定

(二) 第二十九条第一項の規定による精神障害者の入院の措置

(三) 第二十九条の四第一項の規定による措置入院者の入院の措置の解除に係る精神病院等の管理者の意見の徴取及びその解除

(四) 第二十九条の七（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による精神病院等が行なつた医療についての審査等の事務の社会保険診療報酬支払基金への委託

(五) 第三十二条第一項の規定による精神障害者が病院等で病院等へ収容しないで行なわれる精神障害の医療を受ける場合のその医療に必要な費用の負担

(六) 第三十二条の二第三項の規定による病院等へ収容しないで行なわれる精神障害者の医療に必要な費用の請求についての審査等の事務の社会保健診療報酬支払基金への委託

(七) 第三十八条の三第四号の規定による精神病院の管理者に対する入院中の者を退院させること

する児童福祉法第二十一条の四第二項の規定による診療報酬の支払の一時差止め

(四) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の九第七項又は第八項の規定による指定養育医療機関の指定の取消し又は弁明の機会との供与

三 児童福祉法第二十一条の四第二項（第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。）の規定による診療報酬の支払の一時差止め

四 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第六条の規定による調理師の免許の取消し又はその処分を受ける者へのその理由の通知若しくは弁明等の機会との供与

五 優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十五条の規定による受胎調節の実地指導を行なう者の指定又はその指定を受ける助産婦等に係る講習の認定

(二) 第三十九条第二項の規定による受胎調節の実地指導を行なう者の指定の取消し

六 優生保護法施行令（昭和二十四年政令第十二号）第七条の規定による講習の認定の取消し

七 優生保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）第十五

の命令

(四) 第三十八条の五第五項又は第三十八条の七第一項若しくは第二項の規定による精神病院の管理者に対する入院中の者を退院させることの命令又はその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることの命令

(五) 第三十八条の六第一項又は第二項の規定による精神病院の管理者等に対する入院中の者の症状等に関する報告の請求若しくは帳簿書類の提出等の命令又は当該職員等をしての立入検査等若しくは指定医をしての立入診察の実施

二 精神保健法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第十條第三項の規定による費用の負担の決定及び患者票の交付又は費用を負担しない旨の通知

三 母子保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条第一項の規定による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給

(二) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の三第一項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定

(三) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の三

八 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第二項の規定による被爆者健康手帳の交付

(二) 第十四条の三第一項及び第三項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定及び指定の取消

九 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十一条第四項の規定による結核患者の使用等に係る衣類等の授与等の制限等によつて生じた損失補償額の決定及びこれの請求者に対する通知

(二) 第三十六条第一項又は第五項の規定による指定医療機関の指定の取消又は指定医療機関の指定の取消

(三) 第四十一条第一項の規定による接客業等への従業を禁止した者等が指定医療機関以外の者から医療を受けた場合のこれに要した費用等の支給

四 第四十八条の規定による結核検査協議会の監督

第四項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託

四 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の四第一項の規定による指定養育医療機関の管理者に対する報告の要求又は診療録等の検査

(五) 第二十一条第三項ただし書の規定による養育医療の給付に要する費用の全部又は一部を負担することができないことの認定

四 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給

(二) 第二十一条の三第一項（第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。）の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定

(三) 第二十一条の三第四項（第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。）の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託

四 第二十一条の四第一項（第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。）の規定による指定育成医療機関の管理者に対する報告の要求又は診療録等の検査

(五) 第五十六条の規定による市町村の支弁すべき費用等の補助

(六) 第六十五条の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施及びその費用の徴収

十 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条の二第三項の規定による鼠族等の駆除又はこれに関する施設の実施命令

(二) 第十七条の規定による伝染病院等の設置の指示

(三) 第十七条の二の規定による家用水の供給の指示

四 第十八条第一項から第三項までの規定による検疫の実施、病毒感染の疑のある者の停留若しくは吏員等の船舶等への乗込みの命令又は検疫において発見した患者等の伝染病院等への収容及び治療の命令

(五) 第十九条第一項第二号又は第六号から第八号までに規定する市街村落の交通のしや断若しくは人民隔離、汽車等への医師の雇入れその他予防上必要な設備の設置の命令、清潔方法等の施行の命令若しくは井戸等の新設等の命令又は漁撈等の日時の制限若しくは停止

(五) 第二十一条の九第一項の規定による療育の給付

(六) 第五十六条第二項の規定による育成医療の給付等に要する費用の全部又は一部を負担することができないことの認定

四の二 鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則（昭和六十二年四月鳥取県規則第二十六号）

第三条第一項の規定による育成医療の給付に要する費用を支払うべき旨の命令

五 調理師法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による調理師の免許

(二) 第三条第一項第二号及び第三号の二第一項の規定による調理師試験の実施

(三) 第五条第三項の規定による調理師免許証の交付

六 調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条第一項の規定による調理師の名簿の訂正

(二) 第十二条第二項の規定による調理師の名簿の登録の消除

(三) 第十三条第一項の規定による免許証の書換交付

四 第十四条第一項の規定による調理師免許証の再交付

十九 第十九条の二の規定による伝染病等に汚染した建物の処分又はその処分に必要な土地の使用
 (イ) 第二十条の規定により諸官庁等に伝染病が発生した場合等における首長の求めに応じての協議
 (ロ) 第二十七条の規定による市町村等で施為すべき事項等の施為及びその費用の市町村等からの徴収
 十一 伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第一条の規定による伝染病が流行するおそれがある旨の厚生大臣への報告及び交通の密接な地域の都道府県知事等への通知
 (二) 第十条の規定による検査を施行する場合の検査すべき伝染病等の公示及びその交通の密接な地域の都道府県知事等への通知
 十二 伝染病予防法施行規則(大正十一年内務省令第二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第七条の規定による伝染病の疑似症に対する伝染病予防法の適用の報告
 (二) 第三十六条に規定する検査委員の職務章程の制定
 十三 予防接種法(昭和二十三年法

七 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第七十五号) 第三条第一項及び第二項の規定による居住地変更の届出の受理及び旧居住地の都道府県知事への通知
 七の二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第第八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第五条の二第一項の規定による被爆者健康手帳の更新
 (二) 第十九条第四項の規定による負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因するかどうかについての厚生大臣の意見聴取
 (三) 附則第五項の規定による健康診断受診者証の交付
 (四) 附則第七項及び附則第八項の規定による居住地変更の届出の受理及び旧居住地の都道府県知事への通知
 七の三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第二条第二項の規定による医療特別手当の支給要件に該当することの認定
 (二) 第三条第二項の規定による特別手当の支給要件に該当すること

律第六十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第六条の規定による臨時の予防接種の施行又はその施行の命令
 (二) 第二十五条の規定による市町村長が行なうべき予防接種の施行及びその費用の市町村からの徴収
 十四 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号) 第十六条第二項の規定による県が設置する性病の診療を行う病院等の代用
 十五 らい予防法(昭和二十八年法律第二百四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第六条の規定によるらいを伝染させるおそれがある患者又は保護者への入所の命令又は入所させることの勧奨
 (二) 第九条第一項の規定によるらいを伝染させるおそれがある患者の使用等に係る物件の授与等の制限等及びその消毒又は廃棄の命令
 (三) 第二十条の規定による一時救護所の設置
 (四) 第二十一条の規定による患者の親族の援護
 (五) 第二十三条の二第一項の規定による援護を受けた者に対して

との認定
 (三) 第四条の二第二項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給要件に該当することの認定
 (四) 第五条第二項及び第三項の規定による健康管理手当の支給要件に該当することの認定及び疾病が継続すると認められる期間の決定
 (五) 第五条の二第二項又は第三項ただし書の規定による保健手当の支給要件に該当することの認定
 (六) 第七条第二項の規定による医療特別手当等の支払の一時差止め
 (七) 第八条の規定による介護手当の支給の決定
 (八) 第九条の二の規定による葬祭料の支給の決定
 (九) 第十一条の規定による不正利得の徴収
 七の四 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則(昭和四十三年厚生省令第三十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第七条第一項及び第二項(第十六条の二第一項、第十九条、第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による居住地変更の届出の受理(県外から転

と

扶養の義務を履行しなければならぬ者から援護の実施に要した費用の徴収

十六 らい予防法施行令(昭和二十九年政令第二百二十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第二項、第六項、第七項、第十項又は第十二項の規定による援護の要否等の決定及びその通知被援護者の生活状態の調査若しくは援護の変更の決定及び被援護者へのその通知、援護の停止若しくは廃止の決定及びその通知又は要援護者の居住の場所の立入調査の実施
(二) 第四条の規定による援護に要した費用の徴収

十七 寄生虫予防法(昭和六年法律第五十九号)第六条の規定による糞便等の処置をなす者に対するその費用の補助
十八 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第五条の規定による栄養士免許の取消し

入してきた受給権者が提出する場合に限る。)及び従前の居住地の都道府県知事への通知

(一) 第十条の二(第十六条の二第一項、第二十三条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による受給権者に対する失権の通知及び証書の返納の命令
(二) 第二十八条の三の規定による保健手当受給権者に対する通知及び命令並びに保健手当証書の返付又は交付

(三) 第三十一条の三の規定による居住地変更の届出の受理(県外から転入してきた介護手当継続支給対象者が提出する場合に限る。)及び従前の居住地の都道府県知事への通知

八 結核予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第三十四条の規定による一般患者に対する医療を受けるために必要な費用の負担
(二) 第三十五条の規定による接客業等への従業を禁止した者等の診察等に要する費用の負担
(三) 第三十八条第一項又は第六項の規定による指定医療機関の診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定又は指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事

務の委託

四 第四十二条第一項の規定による指定医療機関の管理者への報告の請求若しくは指定医療機関の実地検査の実施又は指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差し止めの命令若しくは差し止め

九 伝染病予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第十六条の規定による清潔方法及び消毒方法施行の指示
(二) 第十八条第四項において準用する同条第二項又は第三項の規定による病毒感染の疑のある者等の停留若しくは吏員等の船舶等への乗込みの命令又は患者等の伝染病院等への収容及び治療の命令

十 予防接種法第十六条第二項の規定による臨時の予防接種済証の交付

十一 性病予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第十二条の規定による性病にかかっていると認めに足りる正当の理由のある者に対する健康診断を受けることの命令又は健康診断の実施
(二) 第十五条第二項又は第三項の規定による患者又はその保護者

に対する入院若しくは入所の命令若しくは入院若しくは入所させることの命令又はその者の治療費等の費用の負担

(三) 第二十一条第一項第一号に規定する性病にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等の健康診断に要する費用の徴収

四 第二十五条第一項の規定による第十二条の規定による処分をするときのその処分を受ける者に対する当該処分の取消しの訴えを提起することができる旨の教示

十二 らい予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第五条の規定による患者又は患者と疑うに足りる正当な理由がある者の医師をしての診察又はこれを行なう医師の指定
- (二) 第七条の規定による接客業等の業務への従業の禁止の命令
- (三) 第八条の規定によるらいを伝染させるおそれがある患者のいた場所等の消毒の命令又は消毒の実施
- (四) 第十条の規定による患者のいる場所等への立入り、患者等への質問又は調査等の実施
- (五) 第十九条の規定による患者等の救護

十三 らい予防法施行令第三条第九項の規定による生活指導又は指示

十四 寄生虫予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二条の規定による健康診断又は糞便検査
- (二) 第三条の規定による寄生虫病の伝播の媒介となるべき物件の処置についての寄生虫病の予防上必要な命令又は処分
- (三) 第三条の三の規定による実施計画の策定に係る意見の提出又は実施計画に基づく市町村への指示

四 第四条の規定による市町村が行なう寄生虫病の予防又は治療に関する施設についての指示

- 十五 栄養士法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条の規定による栄養士の免許
- (二) 第五条の規定による栄養士等の名称の使用の停止

十六 栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号)第一条の規定による栄養士免許証の訂正交付又は栄養士免許証の再交付

- 十七 老人保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第五十条の規定による市町村

<p>環境保 全課</p>	<p>一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p>	<p>一 大気汚染防止法第二十條の規定による自動車排出ガスの濃度の測定</p>	<p>が支弁する医療以外の保健事業に要する費用の負担 （二）第五十一條第二項の規定により他の都道府県から徴収嘱託を受けた費用の徴収</p>
<p>環境改 策課</p>	<p>一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p>	<p>一 大気汚染防止法第二十條の規定による自動車排出ガスの濃度の測定</p>	<p>に改め、同表自然保護課の項の次に次のように加える。</p>
<p>全県公 園化・ 景観政 策課</p>	<p>鳥取県景観形成条例（平成五年三月鳥取県条例第三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの （一）第六條第四項の規定による景観形成基本方針の制定又は変更の告示 （二）第十條第二項（同條第七項において準用する場合を含む。）の規定による景観形成地域の指定予定等の公告 （三）第十條第四項（同條第七項に</p>	<p>鳥取県景観形成条例第十三條第一項又は第十七條第一項の規定による必要な措置を講ずべきことの指導（鉱物の掘採に係るもの（周辺の景観に旧える影響が特に大きいと認められる行為に係るものを除く。）に限る。）</p>	<p>消防防 災課</p> <p>一 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（一）消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（二）消防組織法第二十條の二の規定による消防に関する事項についての指導及び助言</p> <p>（三）消防法に基づく知事の権限に属</p>

- (一) 第二十条の二の規定による消防に関する事項についての勧告
- (二) 第二十四条第二項の規定による非常事態の場合における災害防ぎよの措置に関する協定
- (三) 第二十四条の二の規定による非常事態の場合における災害防ぎよの措置に関する指示
- 二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十二条第二項の規定による製造所等の修理等の命令
 - (二) 第十二条の二の規定による製造所等の使用の停止の命令
 - (三) 第十三条の二第五項の規定による危険物取扱者免状の返納の命令
 - (四) 第十七条の七第二項において準用する第十三条の二第五項の規定による消防設備士免状の返納の命令
 - 三 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第五条の規定による消防施設に係る補助金の交付申請書の受理及び送付
 - 四 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第四条第一項の規定による防災に関する計画の作成等
 - (二) 第十六条第三項の規定による

- する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十一条第一項の規定による製造所等の設置等の許可
 - (二) 第十一条第五項の規定による製造所等の完成検査の実施及び製造所等の使用の承認
 - (三) 第十一条の五の規定による危険物の貯蔵等に関する命令
 - 四 第十三条の二第三項の規定による危険物取扱者免状の交付
 - (一) 第十三条の十三第二項（第七條の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画等の作成等についての意見の提出
 - (二) 第十三条の二十三の規定による危険物取扱者の講習の実施
 - (三) 第十四条の二第一項の規定による予防規程の認可及びその変更の認可
 - (四) 第十四条の二第三項の規定による予防規程の変更の命令
 - (五) 第十六条の五第一項の規定による資料の提出の命令、報告の要求及び貯蔵所等への立入検査の実施
 - (六) 第十六条の六の規定による危険物による災害の防止のための措置をとるべきことの命令
 - (七) 第十七条の七第一項の規定による消防設備士免状の交付
 - (八) 第十七条の十の規定による消防設備士の講習の実施

- 市町村防災会議を設置しないこととの承認
 - (一) 第十九条第一項の規定による指定地域市町村防災計画に係る地域の指定及び市町村防災会議の協議会の設置の指示
 - 四 第四十二条第三項の規定による市町村地域防災計画の作成等についての協議
 - (二) 第五十三条第二項及び第五項の規定による災害の状況等についての報告及び通報
 - (三) 第五十五条の規定による災害の事態及びこれに対処してとるべき措置についての通知及び要請
 - 五 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第二百二十条の規定による自衛官の募集に関する報告等
 - 六 電気工業業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第六条第一項の規定による電気事業者の登録の拒否
 - (二) 第十七条第二項の規定による電気工事の施行の差止め命令
 - (三) 第二十七条第一項又は第二項の規定による電気工事による危険等の防止のための措置をとるべきことの命令
 - 四 第二十八条第一項の規定による電気工業業者の登録の取消し

- (三) 第二十二條第二項の規定による気象の状況の通報
- 三 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第三十六条の五の規定による消防設備士免状の替え
 - (二) 第三十六条の六第一項の規定による消防設備士免状の再交付
 - (三) 第四十条の規定により知事の権限に属するものとされた消防法第二十一条の十三第一項の規定による業務に関する報告の要求及び事務所等への立入検査の実施
 - 四 退職消防団員報償規程（昭和三十六年消防庁告示第三号）の規定による報償の推せん
 - 五 災害対策基本法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第三十三条の規定による災害応急対策等に必要の技術等を有する職員に関する資料の提出等
 - (二) 第五十一条の規定による災害に関する情報の収集及び伝達
 - (三) 第五十七条の規定による公衆電気通信設備の優先的利用等
 - 六 災害対策基本法施行令（昭和三十三年政令第二百八十八号）第三十三条の規定による緊急輸送車両の確認及び標章等の交付

- 及び事業の停止の命令
- (四) 第三十条第一項の規定による聴聞の実施
- (六) 第三十三条の規定による苦情の処理のあつせん等
- 七 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号) 第四条第四項の規定による電気工事士免状の返納の命令
- 八 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第百二十四号) に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第五条第一項の規定による高圧ガスの製造の許可
 - (二) 第九条の規定による高圧ガスの製造の許可等の取消し
 - (三) 第十一条第三項又は第十二条第三項の規定による製造のための施設の修理等の命令
 - (四) 第十四条第一項の規定による製造のための施設の位置等の変更の工事等の許可(設備の変更の工事の許可を除く。)
 - (五) 第二十二條第一項の規定による高圧ガスの輸入の許可
 - (六) 第三十条の規定による販売主任者免状の返納の命令
 - (七) 第三十一条第二項の規定による販売主任者試験の実施
 - (八) 第三十四条の規定による保安統括者等の解任の命令
 - (九) 第三十八條第一項の規定によ

- 七 自衛隊法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第百十四條の規定による二等陸士の募集期間の告示
 - (二) 第百十七條第一項の規定による二等陸士の採用試験の試験期日等の告示
 - (三) 第百十八條の規定による二等海士又は二等空士の募集期間等の告示
 - (四) 第百十九條の規定による自衛官の募集に関する広報宣伝
- 八 電気工業の業務の適正化に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第五条の規定による電気事業者の登録
 - (二) 第七条第一項の規定による登録証の交付
 - (三) 第十二條の規定による登録証の再交付
 - (四) 第十四條の規定による電気工業事業者の登録の消除
 - (五) 第十六條の規定による電気工業事業者登録簿の謄本の交付等
 - (六) 第二十九條第一項の規定による業務に関する報告の要求及び営業所等への立入検査の実施
- 九 電気工事士法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第四条第一項の規定による電

- る高圧ガスの製造の許可等の取消し及び高圧ガスの製造等の停止の命令
- (四) 第三十八條第二項の規定による高圧ガスの製造等の停止の命令
- (五) 第三十九條の規定による公共の安全の維持等のための措置
- (六) 第七十六條の規定による聴聞の実施
- 九 高圧ガス取締法施行令(昭和二十六年政令第三百五十号) 第六条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた高圧ガス取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第三十条の規定による製造保安責任者免状の返納の命令
 - (二) 第三十一条第二項の規定による製造保安責任者試験の実施
 - (三) 第四十一条第三項の規定による製造のための設備の修理等の命令
 - (四) 第五十二條第四項の規定による検査主任者の解任の命令
 - (五) 第五十三條の規定による容器検査所の登録の取消し及び容器再検査の停止の命令
 - (六) 第五十六條第一項の規定による容器のくず化等の命令
- 十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号) に基

- 電気工事士免状の交付
- (二) 第四条第二項第三号の規定による知識等を有していることの認定
- (三) 第九条第一項の規定による業務に関する報告の徴収
- (四) 高圧ガス取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第六条の規定による高圧ガスの販売の事業の許可
 - (二) 第十四條第一項の規定による設備の変更の工事の許可
 - (三) 第十四條の二第三項の規定による販売のための施設の修理等の命令
 - (四) 第十四條の三第一項の規定による販売のための施設の位置等の変更の工事等の許可
 - (五) 第十五條第二項の規定による技術上の基準に従つて高圧ガスを貯蔵すべきことの命令
 - (六) 第十六條第一項の規定による高圧ガス貯蔵所の設置の許可
 - (七) 第十八條第二項の規定による高圧ガス貯蔵所の修理等の命令
 - (八) 第十九條の規定による高圧ガス貯蔵所の位置等の変更の工事の許可
 - (九) 第二十条の規定による高圧ガスの製造等のための施設等の完成検査
 - (十) 第二十二條第三項の規定によ

づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十五条第二項の規定による災害の防止に関する事項の周知等の催告

(二) 第十五条第三項の規定による液化石油ガス販売事業者が催告に従わない旨の公表

(三) 第十六条第三項の規定による販売施設の修理等の命令

(四) 第十六条の二第二項の規定による供給設備の修理等の命令

(五) 第二十二条の規定による業務主任者等の解任の命令

(六) 第二十五条の規定による液化石油ガス販売事業の許可の取消し

(七) 第二十六条の規定による液化石油ガス販売事業の許可の取消し及び液化石油ガス販売事業の停止の命令

(八) 第三十七条の八の規定による認定調査機関の認定の取消し

(九) 第三十八条の規定による消費設備の修理等の命令

(十) 第三十八条の四第四項の規定による液化石油ガス設備士免状の返納の命令

(十一) 第三十八条の五の規定による液化石油ガス設備士試験の実施

(十二) 第九十条の規定による聴聞の実施

十一 液化石油ガスの保安の確保及

る高圧ガス等の検査

(一) 第二十四条の三第三項の規定による消費のための施設の修理等の命令

(二) 第二十六条第一項の規定による危害予防規程の認可及びその変更の認可

(三) 第二十六条第四項の規定による危害予防規程の変更の命令

(四) 第二十九条第三項の規定による販売主任者免状の交付

(五) 第三十五条第一項の規定による特定施設の保安検査

(六) 第六十一条の規定による業務に関する報告の徴収

(七) 第六十二条の規定による事務所等への立入検査の実施

(八) 第六十三条第二項の規定による災害発生の日時等の報告の命令

(九) 第六十四条の規定による現状の変更の指示

十一 高圧ガス取締法施行令第六条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた高圧ガス取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十九条第三項の規定による製造保安責任者免状の交付

(二) 第四十四条第一項の規定による容器検査の実施及び容器検査を受けずに譲渡をすることができる容器の許可

び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)

第十条第二項又は第三項の規定により知事の権限に属するものとされた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条の二第二項の規定による供給設備の修理等の命令

(二) 第三十一条の規定による指定の基準に適合するための措置をとるべきことの命令

(三) 第三十四条の規定による指定製造事業者の指定の取消し及び事業の停止の命令

(四) 第三十五条において準用する第二十五条の規定による指定製造事業者の指定の取消し

十二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第一百四十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条の規定による火薬類の販売の営業の許可の取消し

(二) 第十一条第三項の規定による技術上の基準に従つて火薬類を貯蔵すべきことの命令

(三) 第二十四条第一項の規定による火薬類の輸入の許可

(四) 第二十七条第一項の規定による火薬類の廃棄の許可

(五) 第三十一条第三項の規定による火薬類製造保安責任者免状等

(三) 第四十八条第三項の規定による高圧ガスの充てんの許可

(四) 第四十九条第一項の規定による容器再検査

(五) 第五十条第三項の規定による容器検査所の登録等

十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による液化石油ガス販売事業の許可

(二) 第八条の規定による販売所の名称等の変更の許可

(三) 第十一条ただし書の規定による貯蔵施設の所有等をしないことの許可

(四) 第十二条の規定による販売施設等の検査

(五) 第三十六条第三項の規定による消費設備に関する調査等の命令

(六) 第三十七条第一項の規定による調査機関の認定

(七) 第三十七条の四第一項の規定による消費設備の数の増加の認可

(八) 第三十七条の五第二項の規定による調査業務の実施等の命令

(九) 第三十七条の六第一項の規定による調査業務規程の認可及びその変更の認可

- に係る試験の実施
- 内 第三十一条第五項の規定による火薬類取扱保安責任者免状の返納の命令
- 外 第三十四条第二項の規定による取扱保安責任者等の解任の命令
- 第三十六条第二項の規定による安定度試験の実施の命令
- 第五十四条第一項の規定による聴聞の実施
- 十三 火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）第七條の規定により知事の権限に属するものとされた火薬類取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第三条の規定による火薬類の製造の営業の許可
 - (二) 第八条の規定による火薬類の製造の営業の許可の取消し
 - (三) 第九条第三項の規定による製造施設の修理等の命令
 - 四 第十条第一項の規定による製造施設の位置等の変更の工事等の許可
 - 第三十四条第一項の規定による製造保安責任者等の解任の命令
 - 第四十四条の規定による火薬類の製造の営業の許可等の取消し及び事業の停止の命令
 - 第四十五条の規定による災害の発生の防止等のための措置

- 第三十七条の六第三項の規定による調査業務規程の変更の命令
- 第三十七条の七の規定による認定の基準に適合するための措置の命令
- 第三十八条の四第一項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付
- 第八十二条第一項又は第二項の規定による業務等に関する報告の徴収
- 第八十三条第二項又は第三項の規定による事務所等への立入検査の実施
- 十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十条第二項及び第七項の規定により知事の権限に属するものとされた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十三条の規定による容器に表示等を行うことができる者の指定
 - (二) 第八十二条第一項の規定による業務等に関する報告の徴収
 - (三) 第八十三条第一項の規定による事務所等への立入検査の実施
 - 十四 火薬類取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第五条の規定による火薬類の

- 十四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第四十三条の規定による他人の土地への立入りの許可
 - (二) 第四十四条第二項の規定による植物の伐採等の裁定
 - (三) 第四十五条第二項の規定による損失の補償の裁定
 - 十五 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十七条第一項の規定による猟銃等の製造の許可
 - (二) 第十八条の規定による猟銃等の試験的製造の許可
 - (三) 第二十条において準用する第六条の規定による猟銃等の製造の許可等の取消し
 - 四 第二十条において準用する第九条第三項の規定による猟銃等の製造のための設備等の修理等の命令
 - 第二十条において準用する第十五条の規定による猟銃等の製造の許可等の取消し及び事業の停止の命令
 - 第二十九条の規定による聴聞の実施

- 販売の営業の許可
- (一) 第十二条第一項の規定による火薬庫の設置等の許可
- (二) 第十三条の規定による火薬庫の所有等をしないことの許可
- 四 第十四条第二項の規定による火薬庫の修理等の命令
- 第十七条第一項及び第三項の規定による火薬類の譲渡等の許可及びその取消し（地方機関等決裁規則別表第二土木事務所長の項第三十五号（一）及び（二）の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。）
- 第十七条第四項、第七項及び第八項の規定による譲渡許可証等の交付、書換え及び再交付
- (二) 第二十五条第一項及び第三項の規定による火薬類の消費の許可及びその取消し（地方機関等決裁規則別表第二土木事務所長の項第三十五号（一）及び（二）の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。）
- 第二十九条第一項の規定による保安教育計画の認可及びその変更の認可
- (外) 第二十九条第四項の規定による保安教育計画を定めるべき者の指定
- (三) 第三十一条第三項の規定による火薬類製造保安責任者免状等の交付

- 〔三〕 第三十一条第七項において準用する第十七条第七項及び第八項の規定による火薬類取扱保安責任者免状の書換え及び再交付
- 〔四〕 第四十三条の規定による製造所等への立入検査の実施（地方機関等決裁規則別表第二土木事務所長の項第三十五号四の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。）
- 〔五〕 第四十六条第二項の規定による災害発生の日時等の報告の徴収
- 〔六〕 第四十七条の規定による現状の変更の指示
- 十五 火薬類取締法施行令第七条の規定により知事の権限に属するものとされた火薬類取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - （一） 第十五条の規定による製造施設等の完成検査
 - （二） 第二十八条第一項の規定による危害予防規程の認可及びその変更の認可
 - （三） 第二十八条第三項の規定による危害予防規程の変更の命令
 - （四） 第二十九条第一項の規定による保安教育計画の認可及びその変更の認可
 - （五） 第三十五条第一項の規定による製造施設等の保安検査
 - （六） 第四十二条の規定による事業等に関する報告の徴収

- 十六 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（地方機関等決裁規則別表第二土木事務所長の項第三十六号の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。）
- （一） 第十五条の規定による安全な場所の指示
- （二） 第四十条の規定による譲渡許可証等の交付
- 十七 電気用品取締法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）第五条第六項の規定により知事の権限に属するものとされた電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - （一） 第四十五条第一項の規定による業務に関する報告の徴収
 - （二） 第四十六条第一項の規定による事務所等への立入検査の実施
 - 十八 ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第七条の規定により知事の権限に属するものとされたガス事業法に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - （一） 第四十六条第一項の規定による事業に関する報告の徴収
 - （二） 第四十七条第一項の規定による営業所等への立入検査の実施
 - 十九 武器等製造法に基づく知事の

権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第十九条第一項の規定による猟銃等の販売の事業の許可
- (二) 第二十条において準用する第八条第一項の規定による猟銃等の種類の変更の許可
- (三) 第二十条において準用する第十二条第一項の規定による工場等の移転の許可
- (四) 第二十五条第一項の規定による工場等への立入検査の実施

別表第三商工振興課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

三 鳥取県貿易振興資金貸付規則(平成六年三月鳥取県規則第二十号)

第三条の規定による金融機関が貿易関係業者に運転資金を貸し付けるための資金の貸付け

別表第三商工振興課の項課長専決事項の欄を次のように改める。

一 計量法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四百七十七条第三項の規定による指定定期検査機関等からの業務又は経理の状況に関する報告の徴収

(二) 第四百四十八条第三項の規定による事務所等への立入検査又は関係者への質問の実施

二 鳥取県貿易振興資金貸付規則第三条の規定による金融機関の指定

別表第三中小企業課の項部長専決事項の欄中第五号を削り、第六号を第八号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第八号の二を第八

号とし、同欄第九号中「鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則」を「鳥取県中小企業設備資金貸付規則」に改め、同欄第十二号を次のように改める。

十二 商工会法第六十一条第一項の規定による通商産業大臣の権限の委任に関する政令(昭和三十五年政令第四百十九号)第二条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十三条第一項(第五十五条の十五において準用する場合を含む。)の規定による商工会の設立の認可

(二) 第五十一条第一項(第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。)の規定による商工会の業務の一部の停止及び設立の認可の取消し

(三) 第五十一条第二項又は第四項(第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。)の規定による設立の認可の取消し

別表第三中小企業課の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

二十三 商工会議所法施行令(昭和二十八年政令第三百十五号)第七条

の規定により知事の権限に属するものとされた商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)第五十九条第一項第一号の規定による商工会議所の業務の一部の停止

二十四 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

施行令(平成五年政令第二百十八号)第三条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による基盤施設計画の認定

(二) 第六条第一項の規定による基盤施設計画の変更の認定

(三) 第六条第二項の規定による認定基盤施設計画の認定の取消し

(四) 第十八条第一項の規定による連携計画の認定

(五) 第十九条第一項の規定による連携計画の変更の認定

(六) 第十九条第二項の規定による認定連携計画の認定の取消し

(七) 第二十二条第一項の規定による商工会等からの事業の実施状況の報告の徴収

別表第三中小企業課の項課長専決事項の欄中第六号を削り、第六号の二を第六号とし、同欄第十一号を次のように改める。

十一 商工会法第六十一条第一項の規定による通商産業大臣の権限の委任に関する政令第二条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十三条(第五十五条の十八第二項において準用する場合を含む。)(の規定による役員の変更の届出の受理

(二) 第四十二条第三項(第四十八条第五項又は第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。)(の規定による会員による総会の招集の承認

(三) 第四十四条第二項(第四十八条第五項又は第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。)(の規定による商工会の定款の変更の認可

(四) 第四十九条(第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。)(の規定による設立の登記をした旨の届出の受理

(五) 第五十条第一項(第五十五条の十八第五項において準用する場合

を含む。)(の規定による商工会からの業務に関する報告の徴収及び商工会の事務所への立入検査の実施

(六) 第五十一条第一項又は第二項(これらの規定を第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。)(の規定による商工会に対する警告

(七) 第五十一条第三項(第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。)(の規定による商工会に対する勧告

(八) 第五十二条第二項(第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。)(の規定による解散の届出の受理

(九) 第五十三条(第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。)(の規定による清算人の選任

(一〇) 第五十四条第一項又は第二項(これらの規定を第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。)(の規定による財産処分の方法の認可

(一一) 第五十五条(第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。)(において準用する民法第八十三条の規定による清算が結了した旨の届出の受理

別表第三中小企業課の項課長専決事項の欄第十七号を次のように改める。
十七 商工会議所法施行令第七条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会議所法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第二項の規定による税額の決定の許可

(二) 第十条第二項の規定による商工業者法定台帳の作成期間の延長

(三) 第十二条第一項の規定による特定商工業者に対する負担金の賦課の許可

四 第四十六条第二項の規定による定款の変更の認可

(四) 第五十七条第一項及び第二項の規定による登記をした旨の届出の受理及び収支決算等の報告の徴収

(六) 第五十八条第一項の規定による商工会議所からの報告の徴収及び業務の状況等の検査の実施

(七) 第五十九条第一項の規定による商工会議所に対する警告

別表第三観光物産課の項部長専決事項の欄第一号(二)及び(三)を次のように改める。

(二) 第六条第一項(第六条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否

(三) 第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録

別表第三観光物産課の項部長専決事項の欄第一号中(四)を削り、(五)を(四)とし、(四)の次に(五)として次のように加える。

(五) 第十九条第一項及び第二項の規定による旅行業務の停止の命令及び登録の取消し

別表第三観光物産課の項部長専決事項の欄第一号(六)中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改め、同号に(七)として次のように加える。

(七) 第二十三条第三項の規定による聴聞を実施しないで行う登録の拒否等

別表第三観光物産課の項部長専決事項の欄を次のように改める。

一 旅行業法施行令の規定により知事の権限に属するものとされた旅行業法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の四第二項の規定による登録事項の変更の届出があつた

事項の登録

(二) 第七条第四項(第十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による営業保証金の供託の届出をすべき旨の催告

(三) 第七条第五項(第十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による旅行業の登録の取消し

(四) 第十二条の二第一項の規定による旅行業約款の認可及びその変更の認可

(五) 第十八条の三の規定による業務改善命令

(六) 第二十条第一項又は第二項の規定による旅行者の登録の抹消

(七) 第二十五条の規定による旅行者等の団体の届出の受理

(八) 第二十六条第一項及び第二項の規定による旅行者等の業務に関する報告の徴収及び旅行者等の営業所等への立入検査の実施

二 国際観光ホテル整備法施行令(昭和二十五年政令第百八十六号)第二条の規定により知事の権限に属するものとされた国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条第二項又は第十三条第二項(これらの規定を第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による必要な措置を講ずべきことの指示

(二) 第四十四条第一項及び第三項の規定による登録ホテル業等を営む者の事業に関する報告の徴収及び登録ホテル等への立入検査の実施

別表第三農政課の項を次のように改める。

農政課

- 一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第六条第四項の規定による農業振興地域の指定についての協議
 - (二) 第十三条第二項の規定による農業振興地域整備計画を変更するための措置をとるべきことの指示
- 二 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第二十四条第一項の規定による農業委員会の委員の議事参与の制限の排除の認定
 - (二) 第三十二条第一項の規定による総会又は部会の会議の議決の再議の命令
 - (三) 第三十二条第二項の規定による総会又は部会の会議の議決の取消し
 - (四) 第四十五条第二項の規定による県農業会議の会則の変更の認可
 - (五) 第四十七条の二第二項第一号又は第四号の規定による常任会議員の定数の決定
 - (六) 第五十四条の規定による県農業会議の業務等が法令等に違反

- 一 次に掲げる農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行
 - (一) 請負契約の対象となる部分の設計金額が七千万円以上の工事(漁港整備事業又は沿岸漁場整備開発事業に係るものを除く。)
 - (二) 漁港整備事業又は沿岸漁場整備開発事業に係る工事
- 二 農業委員会等に関する法律第五十三条の規定による業務等に関する報告の徴収、検査の実施及び監督上の命令
- 三 農地法による不動産登記に関する政令(昭和二十八年政令第百七十三号)の規定に基づく登記の嘱託

- 三 農業就業改善対策市町村事業の重点実施農業委員会の選定
- 四 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第三条第一項の規定による農地等の権利の設定又は移転の許可
 - (二) 第三条第二項第五号の規定による農地等の面積の決定
 - (三) 第四条第一項の規定による農地の転用の許可
 - (四) 第五条第一項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可
 - (五) 第六条第一項第二号の規定による小作地の面積の決定
 - (六) 第七条第一項の規定による小作地の指定又は指定の承認
 - (七) 第十一条第一項の規定による小作地の買取令書の交付
 - (八) 第二十条第一項の規定による農地等の賃貸借の解除等の許可
 - (九) 第三十九条第一項の規定による農地等の売渡通知書の交付
 - (十) 第四十三条の五第一項及び第二項の規定による和解の仲介及び和解の仲介を行わせる職員

- (一) 第四十六条の規定による買収すべき土地等の調査
- (二) 第四十七条の規定による土地等を国が買収することの適否についての県農業会議の意見の聴取
- (三) 第四十八条第一項及び第五項の規定による買収すべき土地等の選定及び土地等を国が買収することの適否についての県農業会議の意見の聴取
- (四) 第五十条第一項の規定による土地等の買収令書の交付
- (五) 第五十五条第二項の規定による不用物件の収去令書の交付
- (六) 第五十六条第二項の規定による漁業権の消滅等の適否についての県農業会議の意見の聴取
- (七) 第五十七条第二項の規定による土地等の使用の適否についての県農業会議の意見の聴取
- (八) 第五十九条第二項の規定による代地の買収のための調査
- (九) 第六十二条第二項の規定による土地配分計画の作成
- (十) 第六十四条の規定による土地等売り渡す者の選定及び売渡予約書の交付
- (十一) 第六十七条第一項の規定による土地等の売渡通知書の交付
- (十二) 第六十八条第一項の規定による土地等の使用が相当である旨の認定及び使用の条件の決定

- (十三) 第六十九条第一項の規定による土地等の売渡通知書の交付
- (十四) 第七十一条の規定による売り渡した土地等の状況の検査
- (十五) 第七十二条第二項の規定による土地等の買収令書の交付
- (十六) 第七十三条第一項の規定による処分制限期間内における土地等に係る権利の設定又は移転の許可
- (十七) 第七十四条の二第三項の規定による土地等の譲与通知書の交付
- (十八) 第七十五条の二第一項の規定による草地利用権の設定についての承認
- (十九) 第七十五条の五第一項の規定による草地利用権を設定すべき旨等の裁定
- (二十) 第七十五条の七第一項の規定による草地利用権の存続期間の更新等の承認
- (二十一) 第七十五条の八第一項又は第二項の規定による草地利用権に係る土地等又は定着物を買収するべき旨の裁定
- (二十二) 第七十五条の九の規定による草地利用権に係る賃貸借の解除の承認
- (二十三) 第八十二条第一項の規定による他人の土地等の立入調査又は竹木等の除去等の実施
- (二十四) 第八十三条の規定による土地

<p>の状況等に関する報告の徴取</p> <p>(四) 第八十三条の第二項の規定による農地等の転用の許可の取消し等</p> <p>五 農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二条第三項の規定による農地の対価の算定方法の決定</p> <p>(二) 第三条の三第二号の規定による土地の指定</p> <p>(三) 第十五条の規定により知事の権限に属するものとされた農地法第七十八条第一項の規定による買収した土地等の貸付け等</p> <p>六 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八条第八項の規定による交換分合計画の認可</p>	
--	--

別表第三農地経済課の項中「農地経済課」を「経営指導課」に改め、同項部長専決事項の欄第一号、第一号の二及び第一号の三を削り、同欄第一号の四中(内)から(外)までを削り、(五)を(外)とし、以下四ずつ繰り上げ、同号を同欄第一号とし、同欄第六号(一)中「第十条の九」を「第十一条の十一」に改め、同欄中第九号から第十四号までを削り、第十五号を第九号とし、同号の次に次の五号を加える。

十 農業協同組合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

<p>(一) 第二条第一項の規定による合併経営計画の認定</p> <p>(二) 第六条第一項の規定による農業協同組合併推進法人の指定</p> <p>(三) 第九条第二項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令</p> <p>(四) 第九条第三項の規定による指定の取消し</p> <p>十一 地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四条第一項の規定による地力増進地域の指定</p> <p>(二) 第五条の規定による地力増進地域についての対策調査の実施</p> <p>(三) 第六条第一項の規定による地力増進対策指針の策定</p> <p>(四) 第七条第二項の規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進対策指針に即した営農についての勧告</p> <p>十二 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三十一条第二項の規定による普通肥料等の譲渡等の制限、禁止及び登録の取消し</p> <p>(二) 第三十三条の規定による聴聞の実施</p> <p>十三 植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号)第二十四条第二項の規定による防除計画の策定</p> <p>十四 鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第七号)第六条の規定による鳥取県立農業大学の授業料の減免の決定</p>	
---	--

別表第三経営指導課の項部長専決事項の欄中第十六号を第十五号とし、第十七号を削り、同項課長専決事項の欄第九号中(内)を削り、同号(中)「第十条の十二」を「第十一条の十四」に改め、同号中(外)を(内)とし、同号(中)

第十号の次に次の五号を加える。

「第十九条の九」を「第十一条の十一」に、「行なう」を「行う」に改め、同号中(四)を(八)とし、同号(三)中「第十条の六」を「第十一条の八」に改め、同号中(二)を(七)とし、同号(一)中「第十条の二」を「第十一条の四」に改め、同号中(六)を(九)とし、(六)の前に(五)として次のように加える。

(四) 第十一条の規定による組合の信用事業規程の設定、変更又は廃止の承認

別表第三経営指導課の項課長専決事項の欄九号(一)中「第十条第九項」を「第十条第二十一項」に改め、同号中(一)を(四)とし、同号に(一)、(二)及び(三)として次のように加える。

(一) 第十条第十三項の規定による国債等の募集の取扱いの事業の認可

(二) 第十条第十四項の規定による同条第七項の事業の認可及びその変更又は廃止の認可

(三) 第十条第十五項の規定による信託業務に係る事業の認可及びその変更又は廃止の認可

別表第三経営指導課の項課長専決事項の欄第九号に(三)として次のように加える。

(三) 第十一条の十五の三の規定による組合の農業経営規程の設定、変更又は廃止の承認

別表第三経営指導課の項課長専決事項の欄中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同号の次に次の五号を加える。

十二 地力増進法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第七条第一項の規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進を図るため必要な助言及び指導

(一) 第八条の規定による土壌の性質の改善状況についての調査の実施
 (二) 第九条第一項の規定による農地への立入調査の実施

十三 肥料取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第七条の規定による普通肥料の登録

(二) 第十条の規定による普通肥料の登録証の交付

(三) 第十二条第二項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新

(四) 第十三条の規定による普通肥料の登録証の書換え交付等

(五) 第二十一条の規定による肥料の施用上の注意等を表示すべき旨の

命令

命令

(六) 第二十九条の規定による業務に関する報告の徴収

(七) 第三十条第一項の規定による事業場等への立入検査等の実施

十四 植物防疫法第二十三条第二項の規定による発生予察事業に係る計画の承諾

十五 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十三条第一項の規定による業務等に関する報告の命令及び農薬等の集取又は立入検査の実施

十六 農薬取締法施行令(昭和四十六年政令第五十六号)第五条の規定により知事の権限に属するものとされた農薬取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条第一項の規定による防除の方法の変更又は農薬の使用の禁止の命令

(二) 第十三条第一項の規定による業務等に関する報告の命令及び農薬等の集取又は立入検査の実施

等

別表第三農業改良課の項を削る。

別表第三農蚕園芸課の項中「農蚕園芸課」を「農産園芸課」に改める。

別表第三農村整備課の項課長専決事項の欄第一号(二)中「ほ場整備事業、農村総合整備事業及び土地改良総合整備事業」を「農村整備課の所掌事務」に改める。

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第二号中(四)を(三)とし、(二)から(三)までを一ずつ繰り下げ、同号(三)中「ののうち(四)の報告の徴収に係るもの命令」を削り、同号中(三)とし、(四)を(三)とし、(六)の次に(四)として次のように加える。

(四) 第一百十一条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第三号中「第六条」を「第五条」に改め、同号中(四)を(三)とし、(四)を(三)とし、同号(二)中「ののうち(一)の報告の徴収に係るもの命令」を削り、同号中(三)を(二)とし、(一)の次に(二)として次のように加える。

(二) 第一百十一条の規定による森林組合連合会の業務又は会計の状況の検査

別表第三水産課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

十二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二百二十三条の規定による組合(水産組合連合会を除く。)の業務又は会計の状況の検査

(二) 第二百二十四条第一項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令のうち(一)の検査に係るもの

別表第三下水道課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

四 過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)第十四条の二

の規定により知事の権限に属するものとされた下水道法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十五条の規定による兼用工作物の工事の施行についての他の工作物の管理者との協議及び当該工事の施行命令

(二) 第十七条の規定による兼用工作物の管理費用の負担についての協議

(三) 第三十二条第九項(第三十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定による土地の立入り等による損失の補償の協議

四 第三十八条第一項又は第二項の規定による承認等の取消し及び条件の変更並びに工事の中止等の命令

別表第三下水道課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

三 過疎地域活性化特別措置法第十四条の二の規定により知事の権限に属するものとされた下水道法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条の規定による公共下水道の施設に関する工事の承認

(二) 第二十四条第一項の規定による許可及びその変更の許可の管理者との協議

(四) 第三十三条の規定による許可又は承認に付する条件の決定

(五) 第三十八条第三項の規定による承認の取消し等の処分に係る聴聞の実施

(六) 第四十一条の規定による公共下水道管理者等との協議
別表第三港湾課の項部長専決事項の欄第八号を削る。
別表第四第一号中「総務室長」を「総務補佐」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二県税事務所長の項に次の一号を加える。

六 地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例(平成六年三月鳥取県条例第一号)に基づく知事の権限に属する事務

別表第二西部県税事務所長の項に次のように加える。

鳥取空
港管理
事務所
長

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三条ただし書の規定による空港の運用時間の変更のうち定期便の遅延のためのもの
- (二) 第四条の規定による運用時間内の空港の施設の利用の届出の受理
- (三) 第四条の二の規定による運用時間外の空港の施設の利用の許可
- (四) 第八条ただし書の規定による車両の運転、駐車、修繕又は清掃の許可
- (五) 第九条第二項の規定による空港への入場の制限
- (六) 第十条第二号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯、運搬、保管又は貯蔵の許可
- (七) 第十条第四号の規定による裸火の使用の許可
- (八) 第十一条の規定による空港内の土地、建物その他の施設の使用の許可及びその態様又は目的の変更の許可のうち次に掲げるもの
 - イ 許可期間満了後の継続使用の許可
 - ロ 工作物の設置を伴わない使用の許可
 - ハ 一時的な使用の許可

- (九) 第十二条の規定による空港内における営業の許可
- (十) 第十四条の規定による許可の取消し及び原状回復その他必要な措置の命令(第十一条の許可に係るものについては、第八号に掲げる許可に係るものに限る。)

(二) 第十五条の規定による許可を受けた者からの必要な報告の徴収(第十一条の許可に係る報告の徴収については、第八号に掲げる許可に係るものに限る。)

イ 鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和四十二年七月鳥取県規則第三十七号。以下この号において「規則」という。)

- 第十條第一項各号に該当する場合の着陸料の免除
- ロ 規則第十條第二項に該当する場合の停留料の免除
- (三) 第十九条の規定による行為の制止及び空港からの退去その他必要な措置の命令

別表第二福祉事務所長の項第十二号(二)中「第二十一条第一項」の下に「又は第四項」を加え、同項第二十五号中「社会課、高齢者対策課」を「福祉保健課、障害福祉課、長寿社会課」に改める。
別表第二消費生活センター所長の項及び食肉衛生検査所長の項を削る。

別表第二精神保健センター所長の項に次のように加える。

食肉衛
生検査
所長

- 一 食品衛生法に基づく知事の権限に属する事務(西伯郡内のと畜場に係るものに限る。以下食肉衛生検査所長の項において同じ。)のうち次に掲げるもの(食肉衛生検査所の所掌事務に係るものに限る。)
- (一) 第十七条の規定による関係者に対する報告の請求、営業

<p>消費生活センター所長</p>	
<p>一 消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十五年三月鳥取県条例第五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十一条の四第一項及び第二項の規定による不当な取引方法等の調査及び当該調査に必要な資料の提出等の要求</p> <p>(二) 第十三条の規定による消費者からの苦情の処理</p> <p>二 鳥取県立消費生活センター管理規則（昭和四十六年三月鳥取県規則第十八号）第四条の規定による指示</p>	<p>の場所等の臨検及び販売の用に供する食品等の検査又は収去の実施</p> <p>(一) 第十九条第三項の規定による営業の施設等についての監視又は指導の実施</p> <p>(二) 第二十二條の規定による食品等の廃棄等の命令</p> <p>二 と畜場法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十条の規定による獣畜のと殺又は解体に係る獣畜の検査</p> <p>(二) 第十二条の規定による獣畜のと殺又は解体の禁止の措置等の実施</p> <p>(三) 第十三条の規定によると、畜場の設置者等からの報告の徴取及びと畜場への立入検査の実施</p> <p>三 と畜場法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四条の規定による獣畜の検査の申請書の受理</p> <p>(二) 第六条の規定によると畜場内で解体された獣畜の肉等で検査に合格したものへの検印の押印</p>

別表第二地方農林振興局長の項第二号中「並びに東伯地区かんがい排水事業及び倉吉地方農林振興局の管轄区域に係る畑地帯総合土地改良事業（以下地方農林振興局長の項において「中部農業開発事業」をいう。）」を削り、同項第三十二号ハ、(イ)及び(ロ)中「及び中部農業開発事業」を削り、同項中第三十七号を第三十八号とし、第三十六号を第三十七号とし、第三十五号中「確定」の下に「（大山農地開発事業に係るものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三十六 県営土地改良事業等及び県営林道事業に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾（大山農地開発事業に係るものを除く。）」

別表第二大山農地開発局長の項第六号中「確定」の下に「（大山農地開発事業に係るものに限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

七 県営土地改良事業等及び県営林道事業に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾（大山農地開発事業に係るものに限る。）」

別表第二土木事務所長の項中第三十七号を第三十八号とし、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二の規定により知事の権限に属するものとされた下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第三十二条第一項の規定による他人の土地への立入り等

別表第二倉吉土木事務所長の項第三号中「（昭和三十三年法律第七十九号）」を削り、同表中

鳥取空港管理事務所長

八 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十六条第一項の規定による公営住宅の事業主体に対する指導監督のうち工事の執行に係る実地検査（工事の竣工に係るものを除く。）

- 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- 一 第三条ただし書の規定による空港の運用時間の変更のうち定期便の遅延のための空港の運用時間の変更
- 二 第四条の規定による運用時間内の空港の施設の利用の届出の受理
- 三 第四条の二の規定による運用時間外の空港の施設の利用の許可
- 四 第八条ただし書の規定による車両の運転、駐車、修繕又は清掃の許可
- 五 第九条第二項の規定による空港に入場しようとする者の入場の制限
- 六 第十条第二号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯、運搬、保管又は貯蔵の許可
- 七 第十条第四号の規定による裸火の使用の許可
- 八 第十一条の規定による空港内の土地、建物その他の施設の使用の許可及びその態様若しくは目的の変更の許可のうち次に掲げるもの
 - (一) 許可期間満了後の継続使用の許可
 - (二) 工作物の設置を伴わない使用の許可
 - (三) 一時的な使用の許可
- 九 第十二条の規定による空港内における営業の許可
- 十 第十四条の規定による許可の取消し又は原状回復その他必要な措置の命令（第十一条の許可に係る措置の命令については、第八号により許可したものに係る措置の命令に限る。）

る。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

十一 第十五条の規定による許可を受けた者からの必要な報告の徴収（第十一条の許可に係る報告の徴収については、第八号により許可したものに係る報告の徴収に限る。）

十二 第十八条の規定による着陸料等の減免のうち次に掲げるもの

(一) 鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和四十二年七月鳥取県規則第三十七号。以下この号において「規則」という。）第十条第一項各号に該当する場合の着陸料の免除

(二) 規則第十条第二項に該当する場合の停留料の免除

十三 第十九条の規定による行為の制止又は空港からの退去その他必要な措置の命令

八 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十六条第一項の規定による公営住宅の事業主体に対する指導監督のうち工事の執行に係る実地検査（工事のしゅん工に係るものを除く。）

を
に改め